

平成23年3月7日(月)
平成23年度予算審査特別委員会
午後3時3分開議 欠席なし

委員長： 只今の出席議員数9名です。定足数に達しております。只今から平成23年度予算審査特別委員会を開きます。直ちに委員会を開会します。

先程23年度一般会計他6特別会計の予算審査特別委員会の委員長に選任されました八鍬です。精一杯務めさせていただきますが、進行上不行き届き点など多々あるかもしれませんが、皆様のご協力よろしくお願い致します。

それではここで審査方法についてお諮り致します。一般会計は歳入予算を一括し、歳出については各款ごとに審査して頂くこと、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(異議無しの声)

異議無しと認め、ただ今申し上げました方法で進めてまいりますので宜しくお願い致します。

議案第20号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出予算。議案第21号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算。議案第22号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算。議案第23号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算。議案第24号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算。議案第25号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算。議案第26号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上7会計の審査を行います。

一般会計歳入

委員長： 最初に議案第20号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出予算を審査します。一般会計歳入読み上げ説明をお願いします。まちづくり課叶内主幹。

まちづくり課： 朗読、説明省略。

委員長： 本日はこれにて散会致します。明日8日は午前10時より開会しますので9時45分までご参集ください。(3:11)

平成23年3月8日(火)
平成23年予算審査特別委員会第2日目
午前10時00分開議 欠席無し

委員長： おはようございます。只今出席委員、9名です。定足数に達しております。只今から予算審査特別委員会を再開致します。

一般会計歳入

委員長： これより一般会計歳入の質疑に入ります。

1番： 19頁です。民生費負担金の認可保育所保護者負担金3千万円ですか、そのところに関わってですが、先日の一般質問の中でも、子育て支援ということで全国的には各自自治体で保育料の無料化或いは給食費の無料化という方向が進んでいるということで質問させて頂きました。詳しく答弁頂けなかったところがありますので、再度この項目で質問させて頂きたいと思えます。

町民課長： 保育料の軽減については補正予算でも申し上げたんですが、昨年22年4月から夫婦の所得税額が4万円以下の世帯について軽減は図っておりますし、無料化というお話ですが、今のところは無料化は考えておりません。

1番： やはり財政的な裏付けがなければ難しい問題であります。来年度は医療費の取り組みも進む訳ですが、一般質問の中で紹介した茨城県の大郷町については、平成22年度の10月で子育て支援の充実ということで保育所の保育料、幼稚園の授業料、給食費と妊婦健診、学校給食の無料化、子育て支援住宅の建設、中学生までの医療費の無料化ということで、全部無料という方策を打ち立てています。そういう町が出てきているということで、人口規模がある程度あるんですが、現時点で無料化は考えていないということですが、子育て支援や人口減に歯止めをかけるということで、全国的にはかなりの数が無料化に踏み切っていると。ある自治体では財源には副町長が空席となっている分と職員のボーナスカットで浮いた人件費を充てるという取り組みもなされているようです。ですから、段階的に進めていく方向を全く考えないというのでは、検討する余地はあるのではないかと思います。もう一度お願いしたいと思えます。

町民課長： 確かに子育て支援ということで色々な軽減を図るということは良いことだと思いますが、問題は財源だと思いますし、保育料の他にも予防接種の無料化とか実施しようとしている訳ですけども、それらの財源についても国は妊婦の健診については何年間は補助という形で助成しますけれども、その後は自治体で負担しなければならないという今の形態がある訳です。そうなりますと行政の継続化という問題もありますし、国県の補助事業がなくなったから止めるということにもいかないの、その辺は継続していくというスタンスでしていかなければならないということもありますので、総体的に子育て支援ということを考えて行かないと財源を踏まえた支援を考えていかなければならないということで、一気に無料化というのは難しいのではないかと思います。

1番： やはり答弁頂いたところでひっかかるころだろうと思えます。先行してそういう取り組みをしている北海道の三笠市、埼玉県の小鹿野町、南アルプス市ですか、茨城県の大郷町、鳥取県の伯耆町、沖縄県の金城、山口県の和気町、東京都では江戸川区という取り組みがなされていますので、そのような先進地の情報を仕入れながら財源の確保をどういう仕組みで行っているのか、研究を進めてもらいたいと思えます。北海道の三笠市では教育特区ですので、教育システムもかなり研究されていて、そういう面では教育に力を入れているので人口の減少に歯止めをかけたいというところもありますので、研究することはできるのではないかと思いますので、その点答弁頂ければと思えます。

町民課長： これからいろんな機会を見て勉強していきたいと思えます。

8番： 12頁の町民税についてお願いします。町民税は去年から見ると約2千万円ほど減少しています。町に暮らしている人々の町民税というはある意味では生活のバロメーターかなと思っております。いろんな原因、要素があろうかと思えますけれども、一つは人口が減ったことがあろうかと思えますが、私が一番心配しているのは個々の家庭の所得が減る、いわゆる町が衰退して段々と収入が無くなる。そのために町民税が下がると。これは大変なことだと思います。そこで今年2千万円ほど減った原因、要素を教えてくださいたいと思えます。

二つ目はこれから3年ぐらいの町民税に対する見通しがどうなっているのか、先程から申し上げているように生活のバロメーターですかね、生活の。或いは若い人たちの就職、或いは基幹産業である農業の

手取りの総合的な一つの予測でありますので、3年間の見通し、町民税は一体どういう形でこれから3年ぐらいなっていくのか、そういうところをご説明願います。

町民課長： 町民税の23年度の予算編成にあたっては、基本的には大変景気が低迷しているということで経済が厳しい状況を踏まえて、農業所得についても米価が大幅に下落したということで18%程度の減少を見込んでおります。また給料所得についても各種部門において賃金削減等で減少も推計して3.7%減という推計をしたところですが、営業所得についても、昨年はかなりの減少ということで22年所得についても大変厳しい状況にあるということで、10%減と見込んでおります。公的年金の所得関係については支給額も減っているということで2%減ということで予算を計上しているところですが、

現在確定申告の期間中でございますが、状況を担当に聞いてみますと農業所得については戸別補償制度があるものの、12月の支払いが約3万円の半分ぐらいの支給ということでして、かなり減少している。特に米価のみの農家にとっては打撃が大きいという捉え方をしております。ただ一部ニラなどの畑作農家については収入増の農家もあるという状況を聞いております。また給与所得については特徴事業所中、中堅の規模では減少していないようですが、小規模事業所或いは建設部門などでは減少が見込まれるという状況です。町内の男子型企业については、前年度対比で増加傾向にあると捉えております。公務員関係でも給与の減少傾向にあると見ております。営業所得の申告の状況を見ますと予算通り10%ぐらいの減少になっております。年金についても2%ぐらいの減少ということで推計をしているところですが、

そういうところから前年度対比で町民税については2.5%減の4億2,289万円を当初予算として計上したところでございます。今後の町民税の見込みですけれども、今の国内の景気の動向が大きなあれになっていくと思っておりますが、町内でもウシツカワの撤退というもので雇用機関が少なくなっている。その反面、福祉部門での雇用の場を確保しております。或いは農業関係でニラをはじめとするネギ、そういうものの所得の増加というものに期待をしているところですが、見通しということですが、今の混沌とした経済情勢では大変厳しい状況にあると捉えております。

8番： よくわかりました。今話を聞いてみますと、米以外に作っている農家は少しずつ向上していると、そういう感じを受けます。かつて町長さんが、500万円所得のマニュアルと言いますか、掲げて町政をやっていますけれども、そういう意味ではなかなかいい傾向にあるなと思っております。ただ、一般的な農家でない方々の所得がかなり減っているという感じがします。普段こういう町に住んでおりますと、所得がないなあと目で肌で感じる訳です。第一に人口の問題もありますけれども、人通りがない。ほとんどない。かなり所得が減っているという感じを受けます。農業についてはさらに振興策をがんばってもらうことしかないんですけれども、農家以外の所得もアップして是非とも多少人口が減っても所得が横ばいというふうにがんばってほしいと思っておりますが、町長、一言ありましたらお願いします。

町長： 町税関係ですが、2千万円ほど減っているようですが、反面法人税が250万円ほど増加しているということです。法人税と言いますと、一般の企業、キリウ山形さんなり、そういう法人だと思っておりますけれども、そういう面で法人の伸びがあるということは、それだけ収益があるということだろうと思っております。ただ、町の財源を考えた場合に町税というのは自主財源な訳です。自主財源が確保できないと体力がないということが言える訳です。反面、町税が2千万円減るとということは、地方交付税が増えるという相関関係があることも事実ですので、この自主財源をどう増やすかということが今8番議員さんがおっしゃっている意味だろうと思っております。そのためには人口増を図らなきゃならないし、雇用の創出もしなければならぬということで、確かに私も就任してから農業が舟形町の基幹産業であるということで、取り組んでおりますけれども、昨日も農業委員会委員の委任状付与式の時にも若干申し上げてきましたけれども、いずれにしても農業から雇用を創出して所得を上げていくということが今求められています。それは米プラスアルファということで、例えばニラが1億円突破しましたけれども、米よりも所得が上がっているという実態がこの1億円の中にあるようでございます。戸別的にも800万円或いは700万円、500万円という方もおりますし、ニラの販売高はそれなりに上がってきているのではないかと。もう一つはネギの関係で、ネギも昨年度は最上新庄農協全体で1億4千万円ほどの販売高がありまして、舟形町では3,200万円の販売高になっています。23年度はこれを2.7倍から2.8倍ぐらいにして8,700万円という目標も農協さんとタイアップして考えております。同時にニラ、ネギの選果場も舟形町に建設するというところで、新しい産地づくりということでネギに力を入れるということでもありますので、なんとしても農業の方から雇用の創出を図ることが第1点であろうと。

それから農家以外の所得になりますと、企業関係の支援となりますけれども、いずれにしても今度の土曜日に企業懇談会を初めてやります。これは議会議員の皆様方からもいろいろとこれまでご意見なり、ご提言受けました鮎にちなんでの企業懇談会をやりたい。昨日もいろいろご質問ありましたが、これは小国川、鮎という社会資源をどういうふうに売り出していくかということ舟形町に存している飲食業の方々なり、農協さんなり、それぞれの関係者を集めて天然鮎の売り出し、或いは養殖鮎の売り出しを含めて、観光の方からも考えてみたいと思っています。

それから今取り組んでいるのが福祉であります。福祉関係についても、ほなみ、旧舟形保育所に今年から15名の定員でありますけれども。これも8番議員さんがおっしゃったように舟形町界隈の賑やかさと言いましょか、人通りが少なかったことも含めて、何とか賑わいを醸成してみたいなということでの取り組みも今一方では意識としてある訳でして、今回19床になるとそこで働く雇用の創出もできるだろうと、私計算した訳ではありませんが、光生園、えんじゅ荘、ほなみ、徳洲苑、ここに働く方も200人近くいるのかなど。その所得というものが果たしてどのくらいあるのか、いつか確かめてみたいと思いますので、今福祉産業なり、観光産業なりへの取り組みをしております。

もう一つは1番議員もよくエネルギーと言いますので、何とかエネルギー関係での雇用の創出はないかとまちづくり課の企画の方に指示しておりますけれども、そういう面をセットにしながらか雇用の創出を図って参りたいなど。そして所得の増を図っていききたいと思っておりますので、一つよろしくご指導をお願いしたいと思っております。

1番： 19頁、使用料の中の農林水産業使用料の多目的グラウンド使用料千円ということで、金額が少ない予算になっていると感じます。平成21年度決算では8万5,800円の計上でしたので、千円というのは少なく見積もったということだと思いますが、いつも言っているんですが、活用のPRということもあると思いますので、答弁をお願いします。

まちづくり課長： 多目的グラウンド使用料で21年度が8万5千円ほど入ったという理由ですが、21年度までは照明灯をつけておりました。そういったことで夜の使用があったということです。日中は土日ぐらいしか基本的にはないということと、管理が悪かったということもありまして、あまり使用がありません。照明灯の関係で多くなった訳ですが、昨年照明灯の基本料金が、一般家庭と違ってあまいう運動施設になると基本料金がかなり高いんです。1年間で130万円ほどかかっています。そういったことで、昨年照明灯の契約をしておりません。そういうことで使用が22年度からかなり少なくなっている訳ですが、このことについては振興公社で管理をするということについてはなかなか難しいということがありまして、民間で使いたい団体に管理も含めてお願いしたらどうかということ今進めているところです。その団体がどういう管理をしてくれるかについては今詰めている最中でございます。

1番： 理由については照明関係ということは理解しました。そうすると例えば他の団体に当たっているということもありますが、大会等で使用することで夜間である。継続的に大会が開かれるということがあれば照明代をプラスしてという考えはないのでしょうか。契約も打ち切ったのであればそれはできないということもあると思いますが、その点を確認したいと思っております。

まちづくり課長： 照明灯についてはどうしても夜間利用でないと誘客が図れないということもありますので、照明灯は今かなり高い所に野球とサッカーが全面的に使え契約になりますと、1ヶ月基本料金だけで10万円ぐらいになってしまうという状況にあります。従いましてサッカー、野球にしましても少し照明灯の位置を下げて、全灯照明しないような形の運用をすることによって基本料金を下げることができるのではないかと、照明灯の位置の関係も、サッカーと野球の試合を想定したルクスで計算しておりますけれども、練習程度のルクスでいいのではないかと、その団体と昨日指定管理者でお願いしました東北エコリサイクルネットワークでも誘客を図って、大会なり合宿を組みたいということにしておりますので、そんなことも含めて照明灯の位置を下げるなりした契約ではどうだということ、春先に詰めることにしております。

1番： 使用の方はできるというか、さらに活用を図っていくんだというお話でしたので、まずその面で検討頂くと。それから折角すばらしい施設ですので、わかっている範囲で他の町村の状況というか、舟形町の設定がルクス等の高い設定になっていて、いいもので整備したから今こういう変更なのかということ、他もそういうことで困っている状況であるということなのか、最後に確認したいと思っております。

まちづくり課長： 料金設定については当時のことはかなり前なので、今手元に無いんですけれども、

設定をしたのは基本料金を除いて使用電力量の1時間当たりの単価を割って出していると思います。基本料金は基本的にはスポーツ振興ということで町でもって使う電力量部分についてはご負担をお願いしたいということで、設定をしている状況でございます。他町村の状況については調べてないので何ともいえませんが、その辺の基本料金、照明灯の位置を下げることによってどの程度の設定料金が必要か、計算上なるのかということをご想定しながら、現在よりも多分今までの単価よりも下がると思います。ただそれがスポーツ振興、合宿誘致その単価が本当にいいのかということと、そういう団体が活用しているものについて町の税金を投入することについての是非について内部で検討しながら単価等をこれから詰めていきたいと思っております。

5番： 13頁の滞納繰越分についてお伺いします。町民税、固定資産税、軽自動車税、3税合わせて今までいくらの滞納があるのか、その辺からお聞きします。

会計管理者： 滞納繰越関係ですけれども、23年2月末のデータですが、町税で調定額1,126万9千円ちょっとありますけれども、未納額で885万9,829円となっております。国保税は調定額で3,181万9千円ちょっと。未納額が2,763万9千円ほどとなっております。介護では未納額が19万3千円ちょっと。水道関係が514万円ほど。公共下水道で36万9千円ほど。農集排で92万円。保育料はありません。公営住宅使用料で41万5千円ほど。他が修学資金で21万5千円。水田転作基金が293万1千円ほど。さらに乳牛の基金関係が66万2千円ということで、合計で調定額5,785万6千円ほど。未納額で4,734万8千円ぐらいとなっております。それが2月末の状況です。

5番： 今の詳しい説明をお聞きしますと、町民税の約10%ほど滞納繰越金があるという状況の中で、23年度の予算は組まれた訳でありますけれども、どこの市町村でも滞納繰越分の徴収方法に頭を悩ませている自治体がほとんどであります。舟形町もその例に漏れないと思っておりますけれども、昨年のは前半は滞納を徴収する専門員を配置しながら徴収に当たった経過があります。その後いろいろな理由がありまして、専門の回収員が今のところ不在ですけれども、その中で13頁の町税に関して言わせてもらおうと、滞納繰越金の50万円という数字が載っています。21年度の決算実績でいきますと、これは40万円であります。徴収回収の専門員を置いた段階で40万円、また今年においては100万円の予算を見ているけれども、これも21年度の決算ベースで85万円でございます。これから比べてみますと予算に計上されている50万円、100万円という金を本当に徴収できるのか、回収はどうなっているのか、その辺をお伺いします。

町民課長： 始めに徴収員の関係ですけれども、21年度途中から税の担当職員が議会事務局に異動になったということがありまして、それに対する補充という形で専門員を週2日程度の徴収ということで、日中なり夜間お願いして一定の成果を上げてきたと思っております。担当課としてはそれを引き続きお願いしたい意向があったんですが、いろいろな事情がありまして税務の方に正職員が復帰した段階で終了したという経緯がございます。

滞納繰越分の当初予算については、確かに大変額的には厳しい状況がありますが、全体的に滞納繰越については以前から見ますと少なくなっているという状況にあります。保険税は増えておりますけれども、そういう状況と捉えておりますし、予算計上の段階でも滞納繰越分の金額については少しずつですが、金額を上げた形で徴収に努めている状況にあります。

5番： 税金は日本国民の義務であります。公正に税金を納める義務が国民一人ひとりにある訳です。その中で税金を納めないで5年間我慢すれば不能欠損で処分して税金が無くなるんだという考えも町民にはあるやとお聞きしておりますが、税の公正感からいきますとそんなことは絶対に許してはならないことですので、滞納の徴収にはもっと真剣になって取り組まなければこの不景気の中でますます滞納が増えてくると考えますので、差し押さえ等の処分を考えながら法律に基づいた強力な徴収体制を築きたいと思っておりますが、その考えをお聞きします。

町民課長： 不能欠損については確かに不能欠損処分ということで処分させて頂いておりますが、最初から5年を経過したから不能欠損という処分の仕方ではなくて、その家庭の実態を調査して、税金が納められない状況なのか、その辺を判断した上で不能欠損をしているということでご理解をお願いしたいと思います。また額についても分納ということで月々数万円、1万円から3万円といろいろな世帯によってありますけれども、分納という形が多いんです。まるっきり納めないという家庭はほとんどありませんので、そういうことで納めている。ただ、現年度分が新しく毎年課税になるものですから、その分毎月数万円の納税ではそれに追いつかないということで、その家庭にとっては年々金額が大きくなっていくという実態

であります。確かに2年とか3年の段階である程度未納分を完結する姿が望ましいんですけども、なかなか厳しい現状にあります。また差し押さえについてもうちの場合確かにいろんなケースがありますけれども、生活困窮の世帯がほとんどでありまして、都会のような、あっても納めないというケースはないんじゃないかと捉えておりますし、最近では差し押さえについても費用対効果と言うか、そういう面で果たして差し押さえして処分して価値ある物であればそういうこともあるんですが、そういう世帯についてはなかなか差し押さえもいろんな形で抵当が入っているというケースで処分がなかなか難しいケースが多くあります。課税につきましても以前にお話しましたように、会社の倒産とか登記上の名義人になっている建物に対しても一旦課税をしなければならぬというケースがありますし、課税をして不能欠損するというケースも50数万円というものも町内にはありますし、相続をする人がいないということで、兄弟とか、そういう方はいるんですが、それを引き継ぐ方がいない。そういうものも一旦課税対象にしなければならぬという税法上のあれがありまして、その滞納分を全部回収できるかという、そういうものではないということもご理解頂きたいと思えます。最近のあれですとインターネット競売とか、そういうものも各町村で取り入れているようですが、うちの方でも今検討しているんですが、最近では米の差し押さえと言うんですが、そういうものが結構良い値段で販売されているというケースもありますので、その辺も今後の差し押さえの物件として考えて行く必要があるんじゃないかと思えます。

会計管理者： それでは滞納繰越分に関係ありますので、収納対策室の取り組みということで若干回答させて頂きたいと思えます。町民課長と担当班の主幹、私の3名が直接出向きまして、10月から11月にかけて5軒の家庭に直接参りまして様々な税務相談等を行っております。その結果につきまして若干ですが、1名の方につきましては月1万円なり5千円ということで定期的に入れていくという事例もあります。さらにもう一方につきましては月5千円という額ですけれども、定期的に入れてもらっているということもあります。さらに3軒目の方については月3万円ということで定期的のものを2月、3月に入金してもらっているという経過も出ております。さらにもう1軒につきましては11月から入金してもらったんですが、金額的には少額なんですけれども8,600円とか、そういった形でこれまでほとんど納付無かった方につきましても、こういう変化が見られております。さらに5軒目の方についても、家族のうち3名が未納関係があったんですが、そのうち2名、1名は月1万円、もう1名は全額納付してもらったというケースもありますので、収納対策室も担当課と連携しながら取り組んでおりますので、その辺を報告させて頂きたいと思えます。これからも収納対策を一生懸命がんばっていきたくと思えますので一つよろしく願います。以上お願いしたいと思えます。

1番： 29頁です。宅地売払収入の2,200万円の内容をお願いします。

総務課長： 29頁の宅地売払収入ですけれども、現在のところ10区画ありますけれども、5区画が売却になっていまして、残り5区画です。新年度で3区画以上何とか分譲したいということでがんばっております。一昨日も1名の方が総務課にいらして、パンフレット等を持って行かれたので近いうちにもう一つ売却なるのかという期待はありますけれども、予算では3区画分計上しておりますけれど、残り5区画について新年度で完売できるように全力でがんばって参りたいと考えております。

1番： ビーナス定住プランと言うか、その支援も来年度打ち出されるということでその分を合わせると売却ができるのではないかという思いがありますが、その点についてお願いします。

総務課長： ビーナスプランもありますし、土日に現場を見に来られる方もいらっしゃるということと、保育所と小学校が非常に近いとか、子育てに対して環境が整備されているということが浸透していると思えます。ただ去年もそうだったんですが、経済的な動向がありまして、仮予約にまで行って本契約に行かなかったということもありましたので、今回はパンフレットを持って行ってますし、地元の建設関係の方とか、ハウスメーカーの方もパンフレットを持って行かれている方もおりますので、逆に建設業界の方がお客さんを見つけてくるというか、当然自分達の仕事に跳ね返ってくる訳ですので、いろんなところに声を掛けながら、或いは町のホームページ、広報、チラシ等の配布をこれから雪が消えたらもう1回新庄とか、舟形周辺の企業等を回りながら何とか完売に向けて努力して参りたいと考えております。

1番： パンフレットを持って行かれる方、建設業界のかたもというお話がありました。以前ともお話ししましたが、ホームページで宅地売却関係のアクセス数というのはわかるものでしょうか。それを確認したいと思えます。

総務課長： 舟形町ホームページとそれぞれの関係のカテゴリーと言いますか、多分可能だと思います

ので、休憩時間にどのぐらいの件数があるか、わかれば調べて報告させて頂きたいと思います。

委員長：他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、一般会計歳入についての質疑審査を終結致します。

一般会計歳出

委員長：続いて一般会計歳出の審査に入ります。

第1款 議会費

委員長：読み上げをお願いします。

まちづくり課叶内主幹：朗読説明省略。

委員長：これより第1款議会費の質疑に入ります。

5番：議会費ですけれども、議会費が今回前年度対比で大幅に増額されています。内容を見てみますと共済組合納付金等で増えたのが主な原因であるように思いますけれども、内容をもっと詳しくお願いしたいと思います。

総務課長：町村議会の議員年金制度につきましては、詳しく直接話を受けた訳ではありませんけれども、今回の予算計上の件でもありましたけれども、先の市町村合併等に伴いまして町村の数が減ったことにあって、町村議会議員の数が激減致しまして、その関係で議員年金そのものが廃止に追い込まれるような状況になってきておりまして、この度財政的な負担で対応していかなきゃならないとなっています。叶内議員さんの方から質問を出されましたけれども、今回2千万円近く予算が多くなっている訳でありますけれども、一つ大きな要因と致しまして、町の負担として一月の給与の月額報酬の平均の金額に対して12ヶ月分、年間の支給額ですが、それでも88.5%、さらに人数をかけた分を今回町で負担しなければならぬと。さらに事務的経費と致しまして、1議員さんあたり1万5千円、10名でありますので、プラス15万円。それを計算して今回の舟形町の負担分としてこの共済組合納付金となっているんですが、実際には議員年金の退職用の基金に組み込まれる金額になっています。それを計算しますと2,754万6千円になっている訳ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

5番：この2千万円ほどの支出は後で国の交付税で算定して入るという話を聞いておりますけれども、国から頂いた交付税も全て税金であります。そして2千万円ずつの支出は毎年毎年続くのか、その辺の見通しをお伺いします。

総務課長：試算でございますけれども、退職される方が沢山いらっしゃる訳ですので、毎年毎年財源が不足して参りますので、その分は毎年全ての町村で補てんをしていくということですので、叶内議員が指摘されるようにずっと続くというふうには今の段階ではなっていますし、地方交付税云々とありましたが、その当たりもどんな仕組みなのかこれからの課題ではないかと思っておりますけれども、毎年同じような金額が計上になるのではないかと考えております。

5番：一生懸命我々が議員活動をして、その老後を安定的に暮らすために議員年金制度というものが設立された趣旨はわかりますけれども、今総務課長が言われたとおり、平成の大合併によって市町村議員も数が大幅に減少し、原資となる共済金が少なくなったために国が補てんするという形だろうと思っておりますが、国にとって毎年膨大な金を議員年金のために支出する訳ですが、私の考えるには権利としては求める権利があると思っておりますけれども、どこも今年金で手取りが少なくなっている現状ですので、こんなことを言ってもこの場で決める訳にはいかないですけれども、国民共有の意識を持ちながら、行政経費のかからない関係から言いますと、この年金制度そのものがどうなのかと心配をしておりますけれども、その辺の考え、見通しなどを、町長がいいかな。今後ともこの制度が多く長く続くように各公務員運動をしながらやって頂きたいと思っております。要望でございます。

副町長：この年金制度については皆さんご承知のとおり、20数年前に年金制度を一元化するということで、基礎年金部分についてはある程度一元化されていると思っております。それに嵩上げされる分が厚生年金、共済年金もですが、それぞれの年金制度で嵩上げされている。総務課長がおっしゃったように、市町村合併等で議員数も減っていますし、当然我々職員数も減っている。自治体の年金制度というのは非常に大変な時代を迎えているということでございます。それにも増して国庫負担の財源措置も国では大変な時代であろうと思っております。農林年金も確か廃止になっていると思っておりますし、農業者年金ももらっている方もいますけれども、完全に任意制になっています。そういうふうには年金制度が改革されている。時代の流

れと言いますか、年金制度がこれからは持っていけなくなるということでもあります。受給と負担という割合についても、将来は1対1とか、10年後には2対1の割合になるとか、非常に負担も多くなれば受給の金額も伸び悩みの時代であると思います。過去に高福祉、高負担とか低負担とかいろいろ言われたことがありましたが、国としても将来的に年金制度というものがどうあるべきかが議論されている訳ですので、国庫負担についても2分の1を負担しようかとう、負担を消費税に求めるのはどうかということも実質審議されている訳ですので、大変な時代であるということをご認識頂きたいと思います。ですから我々の共済年金も将来的に現状維持のままで行くのか、上回るということは決してないと思いますけれども、現状のままでいけばありがたいなと思いますけれども、そういう昨今の情勢を我々はきちんと見極めて制度というものを陳情なり、要望していく必要があるのかなと思っていますので、ご理解頂きたいと思います。

委員長：他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、第1款議会費についての質疑審査を終結致します。11時15分まで休憩します。(11:02)

委員長：休憩を閉じ、休会前に復し、委員会を再開します。(11:14)

先程の1番議員の質問に対して答弁があるようですので、総務課長の答弁を求めます。

総務課長：先程1番議員さんからひだまりタウン、宅地分譲関係のホームページに掲載している訳ですが、どのくらいのアクセスがあるかということでしたので、調べてきましたら、12月で806件ございました。月毎になっておりまして、月平均にしますとだいたい200件から300件です。ちなみに舟形町のホームページですが、年間通じて146万件、カテゴリーが複数ですけれども、トータルしますとそれだけの数を何らかの形で皆さんが情報を取得しているという感じになっています。以上報告させていただきます。

第2款 議会費

委員長：第2款総務費について審査致します。読み上げをお願いします。

まちづくり課課内主幹：朗読説明省略。

4番：51頁と53頁ですが、山形県議会議員選挙費の投票管理等の報酬62万1千円、53頁の議会議会選挙費の投票所管理費などの報酬54万5千円、町長関連選挙の投票所管理費の報酬49万2千円ですが、有権者は同じだ度思いますけれども、選挙の度に投票所の報酬が違うのはどういう訳ですか、人数のこともあると思いますけれども、この内容をお願いします。

総務課長：始めに山形県議会議員選挙ですけれども、4月1日に告示なりまして4月10日投票という予定であります。また町村議会選挙については4月24日が投票日になっていまして、町長選挙についてはまだ選管で決定していませんけれども、2月第3か第4の日曜日としておりますけれども、それぞれ選挙の期間が違う訳です。期日前投票ですが、必ず管理者と立会人を置かなきゃいけないということで、選挙当日と同じ体制で保健センターでいつも期日前投票しているんですが、その経費は選挙期間中必ず支給しなくちゃいけないとなっておりますので、選挙の期日の数に合わせて、選挙の当日ならば変わらないんですけれども、町の選挙、県の選挙によって日数が3日間等ずれがございまして、その違いでございまして、後は毎回毎回少しづつ単価が高くなったりしますけれども、県で指定された単価に応じて、後は日数に応じてしておりますので、期日前の期間の違いでございまして、それ以外は全く同じでございまして。

4番：他に時間外勤務手当350万円になっておりますけれども、新聞紙上でも投票の速報というのは短縮しているというのが載りましたね。舟形町でも、最終開票を短縮する考えは今のところありませんか。

総務課長：よく新聞等でも確定の時間と言いますか、舟形町ですと選挙が終わってすぐに中央公民館で9時から開票が始まる訳ですが、開票が始まってから確定までの時間を短くしたい。特に国の選挙、県の選挙については昔ですと選挙というのは委託事業ですので国の選挙または県の選挙を町が委託して執行するということでかかる経費はすべてお金が来ていたんですけれども、今は事業仕分けの対象にもなっていますし、なかなか国でも財源的に厳しい状態ということで、それぞれ単価を厳しくしていますし、開票時間についても基準がございまして。また掲示板の数とか投票所の数とか、非常に厳しく査定しておりますので、本来ですと県会の選挙でも町の持ち出しも結構多くございまして。これはどこの市町村でもありまして、県の委員長、書記長会議の中でも、かかる経費は国県等の選挙については、市町村の持ち出しというのはおかしいんじゃないかという議論はされている訳ですけれども、国の方でも財政的に厳しいということで制限をかけてきておりますので、なるべく短い時間の中で事故等のないような形で選挙を執行していかなくちゃならないということで、とにかく開票時間を縮めていく努力、どこの選管も同じなんですが、

1時間伸びれば何百万円という時間外手当が出てくる大きい市町村もございますので、例えば投票所の職員もなるべく少なくする。開票の場合もぎりぎりの職員でやっていく、なるだけ短い時間で投票結果を地域住民の皆さんに発表していくという流れになっていますので、職員に対して時間的なストレスと言いますか、厳しさもあるのかと思いますが、ここ何年前からはそういう状況で行っております。舟形町は決して開票が遅い訳ではありません。いつも上位に位置していますし、新聞等でも一切町の不祥事と言いますか、おかげさまで職員の皆さんの協力体制がしっかりしておりますので、事故等もございませんので、年が明けますとすぐ大切な選挙が二つございますので、事故の無いように、予算も大変厳しい予算ですけれども、配分になった予算の中でできるように執行していきたいと考えております。

1番： 37頁です。ビーナス定住促進交付金300万円についてお願いします。内容をお聞きますと大変素晴らしい交付金制度と理解致します。ただ残念なのは今年度にそういう方針が打ち出せなかったのかと。と言いますのも、舟形中学校の跡地改修について様々議論がなされました。そのときに言葉は悪いんですが、もっと早く打つと言うか、町内の人口増に向けて、焦点を絞った対策ができないものかと議論がなされたと思います。今回の交付金事業についてはすばらしいと評価致しますが、もっと早い対応がどうだったのかということをお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： ビーナス定住促進交付金については今回制定になる訳ですけれども、22年度からやった子育て支援、若者定住支援、在来工法の関係については緊急経済対策ということで基金を積み立てて、それを原資にしてやっているということがあります。そのときの議論にいろいろ上がった訳ですが、見送ったと言うか、1年間議論をした訳ですが、町の貴重な4億円程度しか上がらない税収で町外の人に対して100万円を交付することに対して議論を重ねた経過があります。当初はそこまではちょっとということでしたけれども、今回舟形小学校跡地の売買の経過、5戸ほど売った訳ですが、町外から来ているということと、国勢調査の人口に反映されたということがありまして、こういう政策も大事なのではないかと。ということで、最終的に今年23年度から実施するというように制度を拡充してやるということにしたところでございます。そういったことで税金の使い方等について1年間お話をしているということですので、ご理解をお願いしたいと思います。

1番： 検討の経過については理解致しました。ただ前々から中学生の人数なり、国勢調査で町民の人数が減るという見通し、或いは子育て支援の住宅建築の場所については確定している訳ですから、今細かいところの貴重な町民税を町外の方というお話もありましたが、舟形に定住して頂く訳ですから、その議論はどうかなということがございます。やはりこれからもこういう対策は大事だと思いますので、先を見通した計画なり、対策を積んでもらいたいという思いがありますので、答弁をお願いします。

まちづくり課長： どんな政策であっても金があればいろんなことができる訳ですけれども、税収と地方交付税という歳入と歳出の関係をみないとなかなか難しいのかと思っております。特に今回の22年度に実施した政策については新築住宅が少し前までは30、40戸ぐらいあったと思います。それが高齢化とともに、若者が少なくなったこともありまして、一昨年は新築住宅は5軒しかございません。そういったことで商工業者と言いますか、大工さんの受注機会の拡大ということで、特にリーマンショックの関係で受注機会がかなり落ちたということがありますので、そういったことで対策を講じている訳であります。経済対策という名前で実施していますので、そういったところと若者定住の関係による地域活性化については、その時に考え方については整理しておりませんが、そういったものも今後整理しながら地域の活性化、若者、子どもたちが一杯いるような舟形町の地域づくりのあり方を整理していろんな政策を今後考えまして打っていききたいと考えておりますので、よろしくお聞きしたいと思います。

1番： やはり町としての最大のテーマは人口を増やす、町民の多くの方に住みよい町として活躍して頂くということが大義だと思いますので、様々な見地から子育て支援ということになれば、教育面働く場所ということの関わってきますけれども、町民を増やすという政策としては交付金事業ということも、財源の問題もありますが、これから大切な事業になってくるだろうということもありますので、最後に町長からその辺のことをお聞きできればと思います。

町長： 今中山課長からもいろいろお話ありましたけれども、前の一般質問でもありましたけれども、舟形町のみならず人口減少社会ということは日本全体である訳です。そのために人口増をどうするかということも、1番議員さんも子育て関係でいろいろお話になりましたけれども、少子化ということは国全体で思い切ってやっていかないと人口増にはならないだろうと思います。子ども手当ということは今やって

いますけれども、一方の党では必要だと、一方の党ではそれ以外のものでフォローするのが妥当であろうという優先順位がありますけれども、いずれにしても政策として国全体で人口対策或いは少子化対策というものに思い切って取り組んでいかないと、段々段々減少社会になると思いますので、小さい市町村でありますけれども、それなりに人口増を図る政策、人口が減少する時代、所得税に非常響きますし、いろんな面で響く訳ですので、いわゆるお金が循環ならない仕組みがこの人口減少であろうと思いますので、転入者に100万円ということも打ち出している訳ですけれども、そのバックデータを取りながら、進めて参りたいと思いますので、その辺も共通なご理解をお願いしたいと思います。

1番： 連続ですみません。51頁です。住民基本台帳カード発行委託料4万5千円がございます。発行の手数料無料期間は終わったのかと思いますけれども、現在の状況をお聞かせ願いたいと思います。

まちづくり課長： 数ヶ月前までは数10件だったと思いますけれども、基本的には住民基本台帳カードについては公に証明するものということですので、持つことが大事なんですけれども、運転免許証等を持っておられる方については必要ないので、そういった方が求められておりません。多分数ヶ月前までは30件前後だったと思いますけれども、無料交付期間が終わるということで町の方でそれらを出す。それについて地方交付税の基礎数値になるということでございまして、それが今年度一杯で終了するというところで先般2月の町報に出したところ、最近は10数件ほど来ていると思います。なので50件ほどかと思いますが、詳しくは後ほどお答えしたいと思います。

1番： 今年度で終了というお話がありました。先程ありましたが、運転免許を持っていらっしゃる方は必要性をあまり感じないことがあると思います。電子申告等の証明をする場合は必要不可欠なものでありますけれども、そういう意味で高齢者の方で運転免許証を返上されるという方については今後も無料で住基カードを交付するという手立ても必要かと思っの質問です。お願いします。

まちづくり課長： これについては基本的には自分の身分を証明するというところでございまして、1,575円ぐらいかかったと思いますけれども、現在は国の方で推進期間ということをやっている、その交付税措置をするということですので、その辺については基本的には町の方では考えておりません。

それから証明証については3年間で更新しなければならないということがありますので、運転免許証を返上した場合については、今後の検討課題になるかと思いますが、これはあくまでも自分の身分を証明するために必要だということですので、現在のところは無料化については考えておりませんが、今後国の方の住基がなかなか数が上がらないということで政策が打たれるのかも知れませんが、そういったところの状況を踏まえて逐次その時その時に判断したいと思います。

1番： 今のところ国の支援が続いているということで、やはり証明証には写真もあって、その本人各何ということであれば、運転免許証が無くなったときに本人確認ということで大切なものだろうと思います。現行の国の対策としてそれが無いのであれば、市町村の町レベルから国に対してもそういう要望を重ねて頂きたいと思いますので、これから超高齢社会を迎えるに当たって必要という認識がございしますので、町に対する働きかけということも合わせてお願いします。

まちづくり課長： 国に対する要望については法務局等の会議もありますので、いろいろと要望しながら国の方まで上げさせて頂きたいと思います。

委員長： 他にありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、第2款総務費についての質疑審査を終結致します。

第3款 民生費

委員長： 続いて第3款民生費を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課内主幹： 朗読説明省略。

委員長： これより第3款民生費の質疑審査に入ります。

1番： 63頁になります。保育所設置事業の臨時保育士雇上賃金2,676万5千円についてですが、臨時的保育士の方を継続して雇用ということになる場合もあると思います。年度を超えて採用なるということのシステムを教えて頂きたいと思います。

町民課長： 臨時保育士の賃金につきましては17名分を計上しておりますけれども、基本的には保育士の確保というのが大変な時期にありますので、来年度につきましても引き続きお願いしたいということで考えております。ただいろんな事情がありまして、3名の方が辞めたいという意向がありますので、その人

の分については面接をして近々決定をするということで考えております。

1番：やはり採用ですので、継続する方についても移行の確認はしたと思いますが、本人への通知なり、今年度の勤務状況に関しての資料なり、助言或いは「3年間すばらしかった」という意味での褒める部分ということがあって、また次の年に継続ということでその方々の意欲なりが向上するだろうと思いましたが、そういう本人への何と言いますか、雇用に関しての相談ということがどういう形なのかもう1点確認をお願いします。

退職なされる方がいらっしゃれば、また臨時職員とかで募集をかける形になるのか。最後に臨時職員についての課題が前回議会でも出されておりますが、臨時職員の方が正職員に昇格するとか、そういうシステムのお考えがないのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長：臨時保育士につきましては園長の方で事前に来年度の希望というものを確認しております。その中で、一般の事務と同じ形で12月に登録ということでしている訳ですけども、これについても、保育士確保の意味からももう少し早くできないか考えているところでございます。保育所の評価については園長の方でいろんな日頃の勤務状況なりを聞きまして、担当課と相談をしてその辺の評価をしているところでございます。それから臨時職員から正職員という形については今のところその考えはしておりません。

1番：雇用されている方は単年度契約ということですので、今あったように早く対応について次年度の方向性を示すことで不安の解消と合わせて、次年度への意欲の向上、研修等も含めてということになると思います。やはり何回も言って申し訳ないんですが、教育の基礎作りの基本的なところで保育園の対応がずっと小学校、中学校に及ぼす影響が大きいなという、特に言葉掛けとか対応については人当たりと言うか、そういうことについては大事だと思います。先程来人口増の話もしていますが、そういうところで早めの対応が可能かということと、聞くところによると保育園と関わってですが、臨時雇用についてですが、通知がないまま次の年の雇用になっているというお話もお聞きしますので、確認の大切さということもありますので、そこをしっかりと職員との意思疎通、園長先生からのお話があるということで理解しましたけれども、大切なところを続けて頂きたいと思います。答弁はいいです。

3番：私からは59頁の件でお伺いします。今回ほなみの増床に伴って8万円ほど予算化しておりますが、今まで児童館等もあそこにはあった訳です。そして19床の建物を建てるとなればあの敷地一杯に建てないとなかなか建て方も厳しいという話も聞いております。ただ話によりますと児童館もまだ使いたいと、六角的な屋根は希少価値があるんじゃないかという声も聞かれます。しかしながら我々も文教民生委員会でも調査したり、いろいろな提案もして参りましたが、舟和会の方から見ますと我々は土地を借りるんだから、とっばらえとか、こうしてもらいたいと言えない立場だという話も聞いております。しかしながら私が思うにあの地形を見ますと、前の児童館を取ってきちっとした姿で増築すべきじゃないかという考えを持っていますが、どういう考えてこれから対応するのかお聞きしたいと思います。

町民課長：旧舟形児童館の活用関係ですが、当初では事業主体である舟和会の意向もありまして解体して整備したいという意向があった訳ですけども、その後議会の皆さんにご相談という形であったんですが、文教民生常任委員会で調査もありましたし、その段階で解体については慎重にすべきではないか、不利益を被る、或いは施設の活用を考えるべきではないかという意見も出まして最後には町で検討した結果、11月の全協で、建物そのものが大変モダンな施設であるということ、今後いろんな面で多目的に活用が見込まれるんじゃないかということ、地域からも有効活用という要望がありますので、存続して児童館を残したいという考えを持っています。現状につきましては認知症のセミナーの開催とか、第二町内会の敬老会の開催とか、そういう活用で、あまりありませんけれども、今後としてはほなみ自体でのそこを活用した行事或いは第二町内会での活用の仕方、第二町内会老人クラブの活用とか。今ほなみの担当と話をしているのは舟形地区だけじゃなくて、町内全体の高齢者の憩いの場と言いますか、いろんな交流の場に行かないものかということも話をしているところでございます。後はいろいろな、実際第二町内会では花見とか芋煮会とかいろんな行事もしておりますし、そんな活用もしております。町内でも輪投げの大会とかも盛んになっていますので、高齢者の健康づくりとかで、輪投げを設置して活用するということもあるんじゃないかと思っております。それから閉じこもり防止ということで介護予防の観点からも活用ができないだろうかと考えております。そういう面で多目的に活用していきたいと考えております。

3番：今課長の説明を聞きますと、あそこはまだ貴重価値があって利用度があるんだということでは

たが、ただ舟和会さんの話を聞きますと、増床した場合にはあの場所は今までは舟和会が利用していた訳ですが、それが我々から離れた場合には利用目的は一切考えておりません、ということ独自に聞いております。そうするとまた役場当局が行政の責任として維持管理を含めて考えることと、ほなみの増床を児童館を置くことによって狭くなるということも聞いております。そうした場合に建物だけは建つんでしようが、駐車場が随分狭くなって、どこかを買取らないと厳しいんじゃないかというお話も聞いております。その辺の対策をどのようにお考えなのか、お聞きします。

町民課長： 利用目的につきましては先般も舟和会さんと話しましたが、全然関わりを持たないということではなくて、ほなみ以外の各団体も利用できる形で考えてはどうかということでも事務レベルでは話をしているところです。駐車場については確かに前も全協でもお話しましたように、建物を存続するというのにならば狭くなりますので、駐車場の確保を考えて行かなければならないと考えております。またあそこは旧舟形保育所時代から災害時の一次避難場所になっておりますので、そういう面を兼ねた駐車場の整備というのものが必要になってくると考えているところでございます。

3番： 町当局の考え方はわかりました。ただ私が以前あの地形を見て、建物を建てるとすれば児童館をとっばらって、もう少し奥まできちっとした姿で建てられるんじゃないかと考えております。そうした中で今の児童館をどうしても利用したいということであれば、ほなみの増床に伴ってきちっとした姿で1部屋を設けるとか、そういう姿の方があそこの土地の区画を考えた場合、効果があるんじゃないかと。確かに行政の出費も舟和会で建てるのと地域のために1部屋設けるのといろいろな課題が残ると思うんです。ただ、我々としてはあの地域が土地の中でもったいないと私なりに感じております。あれを一つ残すことによって建物がずっと手前に来なくちゃいけない。空間だけがあって、何も益がないんじゃないかというのが私なりに感じているところです。できるだけ地域住民のことも考える必要があると思いますが、土地の有効利用、今後の課題を考えた場合にもっと別の方策が取れないか、もう一度お聞きします。

町民課長： 確かに土地の有効利用を考えるとそういうご意見だと思いますが、町としても当初はそういう考え方から増床する施設の中に多目的集会施設的な、例えば30畳ぐらいのスペースを確保してそこで地域の人達との交流なり、活用ということも考えたところでございますが、やはり建物を存続すべきではないかというご意見もございますので、そういう形になったというところでございます。

委員長： 質疑の途中ではありますが、午後1時まで休憩致します。(11:57)

委員長： 委員会を再開します。(1:00)

質疑に入る前に午前中に1番議員の質問に対してまちづくり課長より答弁があります。

まちづくり課長： 住基カードの件数でありますけれども、自分の台帳の見間違いがありまして、総数は129枚です、2月末現在で。今年度分がそのうち30枚を発行しているということになります。129枚中、現在有効なのは2月末現在で109枚であります。109枚というのは当初交付した個人情報がある訳ですけども、名前、生年月日、住所、性別がある訳ですけども、情報に異動があった場合、他町村に移られたとか、婚姻で名字が変わったという場合はその町村から連絡が来ることになっていまして、その有効枚数を確定することとしております。従いまして変わった方が20名ほどおられまして、現在有効な住基カードは109枚となります。以上です。

委員長： 引き続き3款民生費の質疑に入ります。

2番： 午前中からの町民課長の答弁に関連して私も質問したいと思います。話に聞きますと地域の方々の利用はさほどないような感じがします。南部保育所もそんな考えで今現在何も使われておりません。管理運営だけで相当な金も使われていると思うんですが、どうしてそうなるのかなど。私は何も反対することではなくて、しっかりした考えの下で本当に必要なのか。例えばほなみが私の一般質問にあったように雇用の大切な施設だということから、狭くて周辺の土地を購入してやるんだとかいろんな問題が重なって来たときに、果たしてそんなことで対応できるのかと。私から言わせると目先のことで残すんだという考えにしか聞こえません。しっかりした考えでどうしても残さなきゃならないんだということをお納得できるように我々に提示して下さい。そして何回も言うようですが、本当に大切な大切な雇用場所でもあります。19の床を増やすということは当然大賛成であって、舟和会もそうしなければあそこを維持していけないんだという強い考えもありますので、極端に舟形にそういう施設がなくて新庄にでも行った方がいいなんて話が出てくるかも知れません。そうじゃなくて、町では全面的にバックアップするんだということで、むしろ逆に格差のないように各地域見ながら、舟形町なんて小さい町です。是非そこら辺も

考えてもう一度、課長でもいいし、もしあれだったら町長からでも答弁を頂きたいと思います。

町長： ほなみのことですけれども、一つは舟形児童館を解体するという計画がありましたし、今は解体しないとなりましたけれども、駐車場の問題は解体しようとしまいとあそこは狭隘である、狭いということで、全体的は駐車場の整備も考えながら今進めているということですので、駐車スペースは解体しようとしてまいと必要だと思っておりますので、駐車場スペースについて次回、或いは23年度中に用地の買収ということも出てくるだろうと思いますのでお願いしたいと思います。

舟形児童館ですけれども、舟和会さんでも当初はいろいろと、おもちゃ博物館とかいろんな計画があったと私も認識しております。その中で全員協議会でも申し上げましたけれども、解体しないで利活用した場合はいろいろ方法論もあった訳です。おもちゃ図書館ということもありました。ここ1年間の中で舟形児童館を舟形第三、中央老人クラブ或いは地域の方が利用しているという実態も確かにあった訳です。ただ、先程3番議員が言ったように、新しく建てたところにそういう多目的施設を云々もありましたけれども、あその舟形児童館は大きな見地からいきますと舟形中部のシンボリックな存在でもあるということを知りながら地域住民の方が熱望しているんだろうと思います。従いましてあそこに一つの計画として放課後児童クラブというものを併用できないかということで、担当課に指示した経緯もあります。ただ老人と子どもさん方を一緒にするのは非常にユニークで良いのかなと思いますけれども、専門家にお聞きしますとウイルスとか感染とかになりますと、非常に高齢者の方が多いということで、子どもさん方に移るとということも心配されるということを知ったときに「なるほどな」ということで、と同時にあそこを改築して後ろに土地も2反部ほどありますので、それを買収して云々ということも考えました。ところが正直言って相当莫大な財源が必要になりまして、なかなか難しいということでもありますけれども、今のところは旧舟形児童館の利活用というものは具体的に持ち合わせておりませんが、地域住民の考え方というものを踏まえながらこれから利活用について舟和会さんの皆さんとも連携して計画づくりを進めて参りたいと思いますので、一つご理解をお願いしたいと思います。以上であります。

2番： 私から言わせると地域住民の利用度があるというのは、むしろ逆に公民館的に各集落では作っている訳です。根拠は中央公民館があると。そしてそういう施設があるために利用するんだ。これは大いに結構なことなんです。ただ、いろんな話を聞きますと、今回舟形幼稚園をリフォームしてほなみを造った訳ですけれども、金にかかるんです、建てるぐらいに。これは舟和会云々で言ってるんじゃないで、業者さんが言ってるんです。金は建てるくらいかかるんだよと。そしたらなおかつこれから長い目で雇用問題で本当に本当に舟和会さんが大きな大きな場所であるということで、逆に新しいのを建てて使うんだと。将来的に長く使うんだ。そういう発想にならないのかというのが私の素人考えなんです。と言うのは、まずひっかかるのは長沢の八鍬林業の跡地、南部保育所等々なんです。そういうことも考えながら、できればほなみという建物を造って29床にするんだと、そうすると何とかかんとか採算が取れてあの事業もやっていけるんだという話を聞くときに、それもこれも合わせて、勿体ないからこうですよと、必ずいずれそうはいかなくなるんです。ですから、今言ったように町長は土地が狭いから買わなきゃならないんだと、これはわかります。私が言っているのは今の所を使って云々ということが疑問で質問しているんです。もう1回お聞きします。

町長： 保育園なり、南部保育所、長沢児童保育所、3つの保育所をどうやって利活用するかということから出発している訳です。従って旧舟形保育所については老人福祉介護施設に転用ということを政策として打ち出した。これをまずご理解をお願いしたいと思います。

南部についても第3えんじゅ荘ということで、リフォームするという構想もありましたけれども、今2番議員が言ったとおりに、運営経費の面からなかなかあそこは難しいということで、ほなみを増築して29人のミニ介護老人施設プラス多機能施設ということで45名が泊まれるスペースということ。狙いは先程8番議員さんにも申し上げましたけれども、舟形中央部の賑わいというものを醸成しなければならないというもう一方の政策として念頭にあったことも事実であります。ただ今の段階で解体云々ということもありますけれども、土地の利用という面からすれば確かに舟和会さんの言うように、節約と言いますか、もう一方の面で舟形のシンボリックなものということも地域住民が熱望ということも考えなきゃならないということでもありますので、これからどういう利用形態があるか、その辺は地域住民と舟和会さんといろいろ連携を取りながら計画づくりに努めて参りたいと思いますので、一つご理解をお願いしたいと思います。

1番： 沢山項目としてはあるんですが、59頁の老人福祉費の関連でお話します。前々から議会において

も言葉遣いというか、言葉について名称も含めて大切であるというお話をしました。例えば「部落」という言葉じゃなくて「町内会」とか「集落」。「父兄」じゃなくて「保護者」という、これは差別用語に当たるということで国からの指導もある訳ですけども、そういうことから考えると言葉がその人の人格なり、教育レベルの印象を左右しかねないということもありますので、そういうことを何度かお話しさせていただきました。今回は国の方でなっているのかと思いますが、老人福祉費となっています。他にも老人という言葉があります。差別用語に入っていないとしてもあまり適切な言葉ではないのではないかと。最近では高齢者という言葉に変わってきているように思います。細かい指摘ではあるかも知れませんが、そういうところでこういう言葉がそのまま使われて、国でも使われているのかということをお聞きしたいと思います。

町長： 老人福祉という言葉でございますけれども、多分老人福祉法から来ているんだろうと思います。それから目の設定ですけども、多分自治法上の施行規則の目の設定という準則と言うか、そういうものから計上されているんだろうと思います。ただ、今沼澤議員がおっしゃったように言葉に左右されるのではないと私も理解しております。今前期高齢者とか後期高齢者という運分ありましたけれども、この名前が非常にそぐわないということで、元気高齢者とか、長寿高齢者ということもありましたので、この辺は法律上ひっかからないというものがあるとしたら、いろいろ県なんかとも協議しながら対応していてもいいのではないかと考えております。

1番： 名称というのはイメージが大事なことで、福祉の町を謳っている舟形町としては先駆けて、問題がないと言われればそうなのかも知れないですけども、細かいところに気を使ってというな面からするとその名称を高齢者というものに変えるということも有りかと思いましたが質問させていただきました。

3番： 先程1番議員からも質問ありましたが保育所の臨時保育士の雇上賃金2,600万円ほどありますが、話を聞きますと17の方が臨時保育士になっていると聞きました。ただ、臨時保育士になった場合は日当制ですか、月給制ですか、その辺からお聞きしたい思います。

町民課長： 月給制です。

3番： 月給という話が出ましたが、今臨時職員の問題もいろいろな観点から質問が出ております。ということは特に保育士の免許を持ちながら臨時職員と。月給がどれぐらいかと昇給やボーナス、いろいろなものが加味されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

総務課長： では人事と給料関係ですので、私の方から答弁させていただきます。保育士の件についての質問ですけども、役場庁舎内にも臨時職員の方がおりますし、各学校にも臨時職員の方が沢山いらっしゃいます。基本的には手当、俗にボーナスと言いますが、昔ですと勤務年数に合わせて1ヶ月分とか、0.5ヶ月分とか出たことはありましたけれども、今は一切手当等は出ておりません。期間は1年間雇用になりますけれども、中には次年度も継続して勤めたいという方もいらっしゃいますので、そういう方については経験というものをある程度次の段階で賃金に反映させたいということで、次の年に日給月給制に当てはめると1日50円の日当分をプラスするといった体制でしております。ですから中には長い方もおりますけれど、経験というものかやはり仕事の中で大いに生かして頂く、仕事に対する一つの目標と言うか、励みがないといけませんので、少しずつ給与等の改善を含めて加算をさせていただきます。

3番： 月給は普通どのぐらいですか。

総務課長： 月給についても、町の方では基本的に1日6,100円から始まりますけれども、だいたい1ヶ月の勤務日数、20日になったり少なくなったりしますが、その金額を合わせて人によっては12万8千円とか、13万円とか。経験年数とか。途中から入ったりといろいろしますので、その都度前の人とあまり差がつかないようにある程度の基準に沿うように、あくまでも経験年数に応じて保育所の場合はそういう対応をさせて頂いております。本庁関係については全部日給月給制で対応しております。

3番： この問題は毎年のようにいろんな賃金の問題で出ております。確かに臨時でも勤めがないからそれでも良いんだということにはなろうと思います。しかしながら毎年毎年免許を持ちながら臨時、臨時で特に昇給、賞与もない。今言ったように50円ぐらいは上がるんだという話はしておりますが、そんな中で生活をやっていくことから見ればあまりにも職員との差がありすぎるんじゃないかという指摘は今までもそれています。その辺の考え方が今後どのように体制づくりをするのか。それと同じなんです、学校の小遣いさんの問題も同じです。前に長沢にも小遣いさんが20代台の人が入って、ところが結婚するにもその給料では嫁ももらえないと辞めていった方もおります。そういう時代の流れでいくら臨時と言っても、やはり小遣いさんと同じだと思うんです。生活があつてのことだと思っておりますので、今後の課題として町当

局としてどのような考えを持って、臨時的な人をどう救済していくのか、その辺を聞きしたいと思います。
総務課長： これまでも議会から何回か同じような質問が出されておりますけれども、そういった要求等につきまして今回些少ですが、50円ずつスライドしていくという対策をさせて頂いております。また他町村の賃金等を調べておりますけれども、そんなに大差はないと言いますか、上の下ぐらいまでは舟形町はいつているのかなど。しかし大場議員さんから言われましたように、その人の生活とか、結婚等の問題もありましたけれども、将来的にはそういうことも考えていかなきゃならないかと思えます。但し、臨時雇用ですので、あくまでも1年1年の勤務が大前提でございますので、そのあたりも我々は加味しなければならないと思えますし、また町長もよく言っておりますけれども、職員を含めて全体的な賃金、人件費等の削減もしていかなければならないという課題もありますので、その辺は上司と相談しながらどういった給与体制にしていくのかも含めて、今のご意見を参考にして検討させて頂きたいと思えます。

2番： 最初にお聞きしたいんですか、23年度の性質別予算ということで、臨時のことですが、どういうところに入るんでしょう。例えば義務的なのか、一般行政経費に入るのか、臨時職員の給与に関してはどうなりますか。

総務課長： 臨時職員の賃金等に関しては物件費に計上しております。

2番： 23年度性質別予算総括表ということで、職員の給料は下がっておりますね。1,600万円ぐらいですか。逆に人件費としてのものは上がっている訳です、約2千万円近く。その辺の違いがもしわかったら教えて下さい。人件費は1,700万円ぐらい多くなっているんじゃないですか。去年から見れば。

総務課長： 選挙等の時間外勤務、人件費もあると思えますし、先程も申しましたけれども、議員年金等も人件費に入りますので。職員等は削減になっておりますけれども。それから職員共済等の加算金の引き上げということもありまして、一番大きいのは選挙と議員年金の加算だと思えます。

2番： もう1回、臨時職員のはどこに入ってますか。

総務課長： それは物件費の中に入っております。

4番： では59頁のほなみの工事内容、予算関係ですけれども、準備交付金980万円と、整備交付金8200万円の内容をお聞きしたいんですが。

町民課長： 上段の開設準備金については備品的なものと言いますか、開設準備に当たっての色々な備品的なものが開設準備金ということですか。工事費については本体の工事という内容になっています。

4番： そうすると予算は使っている訳ですから、これから設計段階とか工事着工とか、スケジュールは大体決まっているんですか。

町民課長： これから実施設計に取りかかるという状況でありまして、6月一杯ぐらいで設計を上げて、その後工事入札ということで、今の計画概要ですと、2月一杯ぐらいに工期をして4月1日から開所ということで考えております。

4番： 先程町長は舟和会とこれから話し合いをして良い方向性ということで答弁されましたけれども、その後課長の話だと私から見れば公民館代わりというのは2番の加藤さんが言われた通りなんですけれども、各地域に公民館というのは建設している訳で、3年とか5年積み立てして1戸当たり12万円なり、15万円の負担をして建設した訳ですので、本町が中央公民館を利用する、児童館を利用するというのは維持管理費もかからない訳ですね。地域の方は維持管理費も電気料、水道料、様々あります。そんな中でおんぶにだっこのようなことが本町ではあると思うんですが、地域と本町の格差というのがあると思っておりますけれども、町長の考えはどうですか。

町長： 先程も申し上げましたけれども、公民館という利活用ということではなくて、これまでもほなみに来園したときにあそこも利活用しているということもあったやにお聞きしておりますので、そういう観点からほなみの増床とともに、現在のほなみとリンクして利活用する方法がこれからの地域住民と皆さんとお話し合いをしてもらいたい。と申しますのはほなみにも今春夏秋冬の中で訪問活動をしているボランティアもいる訳ですので、そういう見地から利活用ということもあるだろうと思えますので、その辺は舟和会さんともいろいろ連携を深めながら利活用の方法について取り組んで参りたいと思っております。

5番： 3番の大場議員さんより町の臨時職員の待遇や給与体系の質問が出されました。私も関連して質問したいと思います。さっきの総務課長の話だと臨時職員の1ヶ月の給料はだいたい12万円から13万円前後、多くて15万円ぐらいということでしたけれども、その中で職務規程に入ると思えますけれども、12万円から13万円前後の給料をもらって生活できるかどうか。そうした場合職務規程の中でアルバイト内職等

は禁じられています。12万円や13万円の給料で立派な生活、最低の生活ができればいいんですけども、本来ならば給料というのはその人の生活を保障するために妥当なものであると私は思っております。その関係と、職務規程から12万円や13万円しか出さなかったとすれば、職務に支障のない範囲内での内職なり、アルバイトなりを認めて、臨時職員の生活の向上を図るという考えであるのか、ないのか、その1点だけお伺いします。

総務課長： 臨時職員を募集する場合は広報を通じまして、日額とか、社会保障関係とか、実際に個人派に支払われるお金と、それ以外に町では社会保険料として相当の金額を払っておりますので、そういったことも計算しますと実質的にはもっと金額が増えるのではないかと思います。また中には経験年数が20年近い方もいらっしゃいますので、そういった方も一般職員と同じようにがんばっておりますので、それなりにある程度賃金が高くなった方も何人かいるようです。また叶内議員さんが言われるようにバイトの件だと思いますけれども、これも公募するとき基本的にバイトはだめですよ、ということは契約の中に明記しておりますし、そういった条件を公示してそれですという事で皆さん応募された訳ですので、町が無理に安く使っているというイメージがあるのかと思いますが、そういうことは一切ありませんし、労基法とか法律等に則りながら、労働時間等も含めて年休等も同じようにきちっと年間いくらという事でやっていますし、バイトとか、配慮できることは正職員とは身分保障が違う訳ですので、そういったことも考慮して負担等にならないようにということで、担当課長にはいろいろ配慮して頂いてるのではないかと思います。ですから基本的にはアルバイトは認めていないというのがうちは原則になっております。

5番： だいたい話はわかりました。ただ町の臨時職員でありますとだいたい1ヶ月19日から多くて21日ぐらい、週休二日制をとっている関係上。そういうことからできればもう少し内職なり、アルバイトなりを兼務できるような募集要項に変えるべきではないのかなと私は考えていますけれども、その辺の方針とかありましたらお聞きします。

総務課長： 今叶内議員から提案ありましたけれど、臨時職員も80人近くいる訳です。これから来年度に向けての準備の段階でありますけれども、町としてはアルバイト等を認めてしまいますと歯止めが無くなってしまいますので、それが町の行政業務そのものが停滞する恐れがありますので、認めれば全員認めなければならなくなりますので、町としてはそういった考えはありません。

3番： 先程ほなみのことがいろいろ皆さんからも意見がありました。その中で休憩を取って頂きまして、その点で相談した方が良いと思いますが、どうですか。

委員長： 休憩を取るとはどういう意味ですか。

3番： いろいろな意見がまだあるように思います。そうした中で我々の意見の統一とか、色々するために1回休憩をして頂いてその中で相談してみたいという考えを持っていますが、その辺はどうですか。

委員長： それでは今3番議員から休憩の申し出がありました。

お諮りします。休憩を取ることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

では午後2時まで休憩します。(1:35)

委員長： それでは休憩前に復し、会議を再開します。(2:00)

3番： 先程は休憩させて頂きましたが、ほなみの立派な建設を目指しながらより良い施設を造って頂きたいということは議員全員のお願いであり、立派なものにして頂きたいという話は同じです。ただ今後の建設に際しての設計なり、いろいろな姿があると思いますが、町長からは議会側との話し合いをしながら立派な福祉施設を造って頂きたいと要望して私の話を終わりたいと思います。

委員長： 他にありませんか。

(なしの声あり)

なしと認め、第3款民生費についての質疑審査を終結します。

第4款 衛生費

委員長： 第4款衛生費を審査します。

まちづくり課叶内主幹： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

4番： 71頁の斎場運営賃金で質問させて頂きます。この度4月1日からの斎場管理について募集がなさ

れて訳ですが、受付期間が1月11日から1月18日、面接期間が2月中旬となっていますけれども、決まったんですか。

まちづくり課長： 応募が3件ありまして、面接試験を行いました。大蔵村の課長さん二人と舟形町二人で面接試験を行いました。その後、審査を両町村で行って採用1名を決定しております。大蔵村の方で女性でございます。

4番： 様々今までお客さんから批判がありましたけれども、また新しい人というので、今後このような問題がないように努力をお願いします。

1番： 71頁環境衛生費の3番公害対策事業に関わってですが、紫山町内ですか、臭気のことです。出されたと思います。そこでここに計上されているのかと思いますが、その後の現状をお知らせ頂きたいと思えます。

町民課長： 紫山地区の昨年度予算でのあれですか。この内容ですか。

1番： 合わせて。

町民課長： 昨年度は臭気調査を実施しましたけれども、一つは鼠沢地区のあれですけれども、基準値無いということになっていますし、舟形川の水質検査も昨年行いましたけれども、基準値以内ということで、その辺については各町内に報告させて頂いております。

今回の予算の公害対策事業については、キリウ山形周辺の臭気と粉塵ということで、会社自体でも調査はしているんですが、住民から第三者の立場での調査をお願いしたいという集落座談会で要望がありまして、今回予算を計上させて頂きましたが、一つは臭気測定については工場の敷地の境界、紫山集落内、舟形第三地点ということで、3箇所を測定して臭気を量ってみたいと考えております。粉塵調査については、粉塵を採取して物質を特定するというのは有害物質にはいろいろ種類があるので、それを全部調べるとなるとかなり費用もかかるということですので、今回は工場で取り扱っているものに限定してその物質を特定する、概要調査と言いますか、そういうものを今回は考えております。以上です。

1番： 今回は別の所の予算計上ということは理解しました。すみませんが、最初に質問した方を確認したいんですが、各町内会に現状は説明したということですが、あのお話の様子をお聞きするとかなりひどい状況ということだったので、正常値である、基準値内であるということを受けての町内の反応というか、お話しはどんなものがあつたのか1点と、今回の調査については3箇所、対応するもので経費のなるべくかからないものという対応でしたので、それは理解致しました。1点についてお願いします。

町民課長： 昨年22年度の鼠沢地区の臭気調査と舟形川の河川水質調査については、町内での説明ということではなくて、ポイント概要をうちでまとめまして町内会長と衛生組合長に送付しまして、町内で集まりがある段階でお話しして下さいということで、ポイントだけ説明したということで全体的な説明ではありません。鼠沢地区については8月30日と31日にやりまして、3箇所、鼠沢施設の境界、鼠沢地内と紫山町内ということで参加しております。これについては測定結果、基準値以下ということに3箇所ともなっております。鼠沢地区については8月という季節もあつてか、草の臭いと言いますか、その臭いの方が強いという結果があつたようであります。草木の臭いが強く感じられた。夕方の測定ですが、そういう結果になっています。特に夕方に臭いが強いんじゃないかということがあつたので、晴れた日に実施したという状況です。舟形川の河川水質検査についても3箇所、県民ゴルフ場の排水付近、建設省の下流と言いますか、地下浸透の付近、八鍬建設さんの付近ということで3箇所、5月11日。田んぼで農薬を使う前の時点、8月農薬使用後の時点ということで2回実施しましたけれども、河川に魚の生息を目視が見られなくなったというのは水質そのものの汚染ではなくて、ほ場整備の工事或いは水路改修工事などで河川全体が変化したものですから、魚の生息区域が下流に下がったんじゃないかということでした。舟形川水質そのものについては類型としてはAAランクで魚の生息には適しているということがありました。そういうことでコンクリートの工事等が影響して魚が見えなくなったという調査結果になっています。以上です。

1番： 今年度分の調査については町内会長さん、住民からの反応はこれからだと思いますので、それをしっかりお聞き頂いて、来年度の調査が必要があればそういう手立てをもう一度、単年度だけでなくということも必要だと思いますが、今のところ当初予算では計上になっていないということではないでしょうか。

町民課長： 当初予算では計上されておりません。昨年12月中旬に各町内会長さんと衛生組合長さんに報告していますが、町内ではお話しして頂いたものと思っておりますけれども、特に再度調査して欲しいということはありませんので、当初予算には計上しておりません。

5番： 68頁の健康推進事業費の中で質問させていただきます。子宮頸がんワクチンの予防接種のことですが、12月議会で課長は国、県の補助制度を活用して来年度は実施したいというお話がありました。その中で国は10年度の補正予算で緊急総合経済対策の一環として子宮頸がんワクチンの公費の助成を対象にするという決定がなされた訳です。この制度は原則的に中学1年から高校1年までの4学年を対象にして行い事業だと。そして学年の選択は各市町村に任せるということですので、もし23年度助成制度を利用してした場合、今の高校1年生は2年生になる訳です。そうすると高校2年生は対象外になると。10年度の助成制度を活用することによって今の高校1年生だけを対象として接種した場合、今の高校1年生が救われるんではないか。またよその自治体でも年度末に1回だけ予防接種すれば、23年度も補助対象にできるという事例もあります。そんな関係上、町としてはどんな考えでやっているのか、その辺をお伺いします。

町民課長： 子宮頸がん予防ワクチンの接種についてはこれまで説明しましたように、中学の3学年と高校1年生を対象にして23年度で実施したいと考えております。今の高校1年生が1回だけすれば、補助対象ということも厚労省の新聞報道によるとありますけれども、ワクチンの接種が供給量が不足しているということもあって、なったと報道させていますけれども、町としては準備期間とかいろんなことも確かに23年度の補正での対応した町村も全国的にはありますけれども、町としては新年度の段階で中学1年生から高校1年生までを対象に実施したいと考えております。

5番： 今の話が合ったとおり、焦点になるのが今の高校1年生でございます。1年生を救うためには10年度の事業としてスタートさせて、3回予防注射しなくちゃならないのを1回だけ年度内にやって、高校生を救って下さいという地域の声も結構あります。そんな関係上、今から事務的には間に合わないという話もあろうかと思いますが、22年度の補正予算の範囲内で項目の変更や流用を使えばまだ予算措置をしなくてもできるんじゃないかと考えますが、できればそのようなことで進めて頂きたいと思いますが、考えは。

町民課長： 3月の補正予算についてもある程度精査した形で減額なり調整を取っておりますので、その中で対応というのは難しいと思いますし、新年度で対応したいと思います。

委員長： 他にありませんか。

(なしの声)

なしと認め、第4款衛生費についての質疑審査を終結します。

第5款 労働費

委員長： 続いて第5款労働費を審査致します。

まちづくり課叶内主幹： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

1番： 73頁、緊急雇用対策事業ですが、22年度の事業としての審議を経てきました。今までずっと労働費の計上がなくて、昨年度ということで来た訳ですけれども、今の経済状況から考えてなかなか厳しいという先程の答弁もあります。緊急雇用対策事業の今後の見通し、今年度は予算計上なっていますが、これから来年度以降の見通しはどのくらいあるのかをまずお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 来年度についてはここに予算を計上しているとおり、5,300万円のうち、5,281万7千円ほどが国の対象になるということで、事前に2月の段階でヒアリングをしております。ただ、交付決定についてはまだ来ていないのでわかりませんけれども、5,300万円ほどの事業展開をしていきたいと思っております。まずふるさと雇用については3年間できるということですので、引き続き3名の方を雇用することとしております。それから緊急雇用としては、要件がいろいろありますけれども、23年度については5名、重点分野という補助事業の括りがありますが、そこでは11名ほどの雇用を考えております。人材育成については、10名を考えておまして、それらの展開を図っていこうとしていますけれども、事業所にお願ひしないといけない分野もありますが、そちらでも対応といえますか、町が全て雇用できる訳ではありませんので、例えば舟和会とか、徳洲会にお願ひしなければならぬ介護指導員の育成とかといったものも計画しておりますので、そちらとの連携をしてなるべく今現在失業されている方を雇用していきたいと、県の方の枠を最大限使って雇用していきたいと考えております。

1番： 来年度の事業については理解しました。さらに質問を加えたいところなんです。先程来税金の未納問題という話がありました。今年度の様子を見ると緊急雇用の募集をかけたけれども、半分しか集まらなくて減額したというものが介護関係であったと記憶しております。そういうことからすると不

足分は、例えば税金の未納者に連絡してそういうことができる方がいれば空きのスペースに紹介していくという手立てもあるのかと考えたんですが、その点どうでしょうか。

まちづくり課長： 今回の雇用対策につきましては、今言った徴収関係については活用が難しいとなっております。基本的にはできないだろうと考えております。そういったことで、町でいろいろ事業計画を組んで重点分野6つほどありますけれども、その分野の中でいろいろ市町村の方で考えてそれらが国の方で認められれば、それについて活用していいですよという事業になるのでなかなか厳しいものがあると思います。人材育成については、今申し上げた分野関係の人材育成していくという事業ですので、特に介護関係については資格取得をしなければならぬんですが、6ヶ月とか1年間の中では介護ヘルパーの2級資格は良いんですが、その上の介護指導員の育成という分野になりますと1年ではなかなか資格が取れないということもあります。資格取得が前提条件になっている訳ですので、そこら辺も難しい面があるかと思えます。それから施設、徳洲会、舟和会の方にお話ししても、その人達が雇用期間が切れた場合、どうしても自分達の会社の経営上首を切らなければならないということもあります。そういったことでなかなかその職員、スタッフの回し方とかの面でいろいろ難しい面もあるということですので、今年度は徳洲会で5名ほど雇用して頂いておりますけれども、今年度についてはこれが限界ということですので、なかなか国の方で考えているような事業展開は難しい状況であると思えます。

それから町でいろいろ公募をかけている訳ですが、分野別の事業内容が難しいということと、介護というのはなかなか厳しい職場のようでありまして、募集に対して希望が少なかったということがありまして、国並びに町で考えている雇用者が集まらないという状況であります。

1番： 確認になりますけれども、税金を払うのが厳しいというのは働く場所がないという、収入がないということから生じる訳ですから、緊急雇用対策として失業者のケアということでの対策事業ですので、対応性からいけばそういう方々を救うという理念があるのだらうと思えます。ただ資格取得でその後継続してそこに雇用ということは大変かも入れませんけれども、一時所得を考えればそういう機会を紹介して、その期間であったとしても収入を得ていく活動というのが必要かと思うんですが、それは先程の答弁からするとできない、厳しいということなのかが1点と、そうなれば収納対策からすれば緊急雇用対策をうまく活用して収納に結びつくような取り組みができないのかということをお聞きしたいと思えます。

まちづくり課長： 基本的には介護分野、医療分野、農林、環境、エネルギー、観光、地域社会雇用の分野という指定がございますので、税金の収納ということについてはできないものであると考えております。なので、これでの対応はできない状況であります。

委員長： 課長、質問の内容は滞納者を使えないかということなんです。

1番： そうです。

まちづくり課長： すみません。質問を聞き逃してしまいました。滞納者を雇用することについては可能でございますけれども、雇用機会均等という立場から公募を行っております。従いまして公募に応募をした来なければ基本的には雇えないということが第1点です。公募の中で重複した場合には面接試験をして、この人がこの事業分野に向いているのか、いないのかということでもあります。例えば重点分野であれば障害者日常生活介護支援事業とか、見守りネットワークということができるのかどうかということもありますので、そういったことでの判断になるかと思えますが、今回の申し込みの中には滞納者というのは申し込まれていないのかと思えますが、私の方で税金の滞納資料がないので、その人達が滞納かどうかは難しいんですが、多分滞納者はいなかったのではないかと思います。

委員長： 沼澤委員の質問は3回を超えていますが、会議規則第4条の規定により、発言を許可します。

1番： ありがとうございます。私が言っているのは、もちろん公募して町で想定している分がすべて埋まったのならそれはそれでいいと思うんですが、欠員が出ているところに収納していない方を紹介することによって町の税の滞納分がクリアされて、その方々に払うお金は町の持ち出しというよりは国の特定財源から来るということからすれば、そういうネットワークを作っておくことによって、これはできる方とできない方がいらっしやると思うんですが、そんな関わりを情報の共有をすることによっていい方向に向かうのではないかという提案ですので、募集が来ないからそれで減額だという考えではなくて、紹介できる場所があればそういうことを公平性から言うとうまくないのかも知れませんが、滞納の方にこういうのがあるんだよということをお伝えしていくことは大事なことだなど。公募しているから、町報に出ているからそれを見ろ、だけでは対策としては不十分と言うか、仕事上はそれでいいのかも知れ

ませんけれども、やはりもう一步踏み出して収納対策とか、事業面からすればそういう取り組みが必要なのではないかという意見ですので、答弁をお願いします。

まちづくり課長： 一般この緊急雇用について面接試験を行いましたけれども、町が雇用する部分については空いている部分はありません。委託する部分についてはまだ人材育成については少し空きがあるのかと思っていますが、そこについては委託事業なので町で雇用する訳ではなくて、舟和会並びに徳洲会、農産物の担い手関係については農協さんが責任を持って雇用することになっている訳ですので、基本的にはそちらの意向で使える方を雇用することになるかと思っています。ただ問題は役場の中にあっても滞納者の情報を他の課に流すということは個人情報関係でできないと思います。税務の方でそこら辺について出せるということは私の方でも思っていません。ただ滞納の徴収の関係で室長乃至課長さんから担当職員が行く訳ですので、こういう仕事があるだろうということについては紹介できるだろうと思いますが、今現在舟和会並びに徳洲会でも雇用については枠があるんですが、魅力的だという話はあるんですが、実際雇用となるとその人の継続雇用を考えると23年度は今のところ取り組めないのかなというお話があります。ただ今のこういうご時世ですので、なるべく雇用して頂きたいと働きかけはしますけれども、その人がそちらで雇用するニーズに合っているのかということもございますので、情報の提供についてはなかなか厳しいものがあると思います。

委員長： 他にありませんか。

(なしの声)

なしと認め、第5款労働費について質疑審査を終結します。

第6款 農林水産業費

委員長： 次に第6款農林水産業費を審査します。

まちづくり課内主幹： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

1番： 82頁の林業費に関してですが、一般質問でもお話ししましたが、間伐材の活用ということでペレットの製造プラント或いはペレットストーブの導入ということのお話をさせて頂きました。ペレットを作る機械についてはナラ枯れ、松食い虫枯れの木材であっても影響はないということをおっしゃっていましたので、そういうものを購入すると一般質問でお話ししたとおり1,200万円という高額になるんですが、レンタルという手もあるということでしたので、地域単位でペレットストーブを導入して、原料であるペレットを製造するという事で地域で二酸化炭素削減ということに取り組みをすることによって効果があるだろうということをお勉強させて頂いてきました。ですからペレットストーブ何台でという話も循環のバランスということもあると思うんですが、間伐材の活用の考え方、ペレット製造或いはペレットストーブの導入ということでお答え頂ければと思います。

振興課長： ペレットストーブのご質問ですけれども、今役場に1台舟形町では導入されています。その後一般家庭においても普及していきたいという考えで設置した訳ですけれども、実質的に導入される方が現在はいないということがございます。もう一つ、燃料の材料となるペレットについては、最上管内で私が知っている範囲内では真室川町の庄司製材さんで製造していると思っていますけれども、それが管内の各ペレットストーブを使っている所に供給されていると思っております。ご質問ありましたストーブと間伐材を利用した材料、ペレットを製造する場所ということで、本町を見た場合、具体的に誰がその設備を入れてというのが今後大きな問題になってくると思います。もう一つ先程1番議員さんのおっしゃることは理解できますけれども、供給の問題、最上管内の販路でどれだけ供給がされるのかという問題もありますので、すぐ実用化ということにはいかないのかと思っております。ただ六次産業の中にもありますようにエネルギー活用という分野では町の中にありますので、その辺については課題とさせて頂く必要があるのかと思っております。

1番： 私の手持ち資料によると年間で10トン消費するのに、ペレットストーブの台数は10台で、灯油の節約料としては55万円の効果があつて、CO₂削減から言うと10トンの削減になるというデータがございます。先程言ったペレットを誰が作るのかということもあるかと思うんですが、それを受けて下さる事業者の方がいて稼働しても利益を生むのはなかなか難しいという現状である、ペレットの単価が安いのでということでしたけれども、それをカバーするには地域ぐるみでペレットストーブの台数を確保することでクリアされるというお話でした。採算ベースに載らなければもちろんならないんですが、地域もある

程度何軒か、或いは公共施設何施設分をペレットストーブを導入することによってクリアできるのではあれば今後の方向性としてエネルギーによる雇用ということも町長さんがおっしゃっていますので、是非その点を検討して頂きたいなど。20台、年間で40台で60台であれば燃料販売で220万円になるという試算もごございますので、プラントを1ヶ月100万円でレンタルとしたとしてもそれぐらいの原料が生産できるという計算になると思いますので、そこら辺は詳しいデータを集めて頂いて検討して頂きたいと思います。

振興課長： 普及にあたりましては舟形町だけではなくて最上総合支庁の林務の方でもそれぞれ普及活動を行っています。それからペレットの購入価格ですけれども、私どもが今使っているのはみどり環境税から助成金を頂いてしているもので、今言いましたように普及にはある程度の財源が必要だと思っておりますので、そういった点についても環境税を導入して頂いたり、製造ということがあったんですが、需要と供給の問題、バランスも当然ございます。これは単独では当然できない事業ですので、県と今後歩調を合わせながらやっていく、これは舟形町だけじゃなくて、最上管内8市町村歩調を合わせてやっていくことが必要かと思っておりますので、よろしくお願ひします。

3番： 私からは水産業費85頁の水産振興事業補助金について。この件は前回は質問致しましたが、課長の答弁は「見直しを含めて検討します」ということでした。ところがまた今回も同じように額面を上げている。その根拠ともう1点は前回も何回も質問していますが、最上町は舟形町より10分の1しか補助を出していないのが現実です。その中で町長も最上町と協議しながら今後の対応をしたいという答弁もしております。その結果がまだ聞いておりませんので、その辺からお聞きしたいと思ひます。

振興課長： 最初に最上町との協議内容について申し上げたいと思ひます。副町長と私で最上町にお伺ひして、今大場議員が申された内容について協議させて頂きました。町長さんが不在でしたので、副町長さんとお話しさせて頂きました。内容については以前最上町も同じように、私どもは190万円ほどあるんですが、100万円ほど委託料ということで、お互いに同じ小国川ですので、誘客、特に瀬見温泉とか赤倉温泉を抱えているということで政策の中で支援してきたという経過をお話し頂きました。ただその後には財政的な問題とか、瀬見の方で新たな釣り大会とかのイベントが企画された経緯がございますので、委託料が年々減りまして今現在20万円程度の委託料になったという経過をお話し頂きました。それに対して私どもとしては同じ河川でございますので、最上町さんも同じような金額までは申し上げられませんが、私どもはここまでやっているんで意を汲んで頂きたいというお話をさせて頂いたところですが、結論的には基本額を決めて、例えば最上町と舟形町同じような金額を決めてそれから政策支援経費として上乗せをする、またしない、そういったことも今後図りたいという答弁でしたので副町長と私は「では一つお願ひしたい」ということで帰ってきたという経過でございます。ですから今大場議員が言われるようなことできちんと申し上げて、ご理解頂いたということで理解はしております。

それから二つ目の見直しですけれども、今回12月に当初予算を作らせて頂きました。3月に全体的に事業の見直しを考えておったんですが、時間的な問題、全体的な見直し時期、他の補助金もありますけれども、それを含めて見直すことには至らなかったものですから、当初12月に計上させて頂いた金額で当初予算としてさせて頂いたということであります。ただここで言います委託については先程言いましたように、舟形町の観光ということで大きな事業ということで補助金の形ではなくて、舟形町も一緒に観光に取り組む、誘客を図るという意味でこの190万円を予算化させて頂いたということであります。以上です。

3番： 内容はわかりました。ようやく日の目を見たのかなと思ひます。今まで何回も言ったのに最上町との話し合いがつかなかったことも事実です。前回1月でしたか、私も最上町長と会う機会がありまして、立ち話でこの問題をお願ひしたところでした。昔は100万円ずつ出し合って、最上町も100万円、舟形町も100万円ということは何十年と同じ単価の補助を出しながら小国川を守ってきたんですよと、急に最上町だけがあんなに少なくて舟形町が大きなウエイトを占めるなんておかしいじゃないですかと、その辺は舟形町の担当もそのうちお邪魔すると思ひますので、その辺よく話し合っただけをお願ひしたということを一言だけ申し上げたことがあります。ただ、舟形町は若あゆの里、若鮎祭りの大イベントがある訳ですが、小国川漁協では全体として稚魚の放流はどのくらいしているのかと思ひます。この間話になったように、稚鮎の問題もありましたが、50万匹でしたか、そういう姿が小国川漁協として何kgぐらい舟形町、最上町を合わせてどのくらいしているのかなど。前も申し上げましたが、190万円を補助したということはどこまで放流したのかわからないままの答弁でした。それがおかしいんじゃないかと申し上げまして、これは舟形町だけが補助しているのか、舟形町の地域だけに放流しているのかと、前回から課長の答弁は「そ

うします」ということです。実際に放流の額面が全部でどのくらいになっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

振興課長： 放流については漁協さんの総会資料によりますと小国川に放流する量については3,010kgの内、小国川については2,700kg放流しているという内容になっております。金額については稚鮎放流について1,700万円ほどの収入になっているということで決算書が出ております。2番目の放流エリアですけれども、今まで大場議員さんから指摘された全体的に小国川1本という考えがありましたので、エリアを括らないで全体的に放流した経緯がございます。ただそれについても副町長からも言って頂いたんですが、きちんと舟形エリアは舟形エリアで次回から、次回からと申しますのは5月6月の放流時期ですが、その時にきちんとエリアを設定して、舟形町の分というのは変な言い方ですが、そういうことでお願いしたいということを経合長に申し入れたところでした。以上です。

3番： 実際には課長の答弁を聞くと後手後手に回っているんじゃないか。逆に言えば、そういうふうにしたのなら舟形町で出資しているのなら舟形町にメリットがあるようにするのが当たり前だと思います。そうしたところ今山形県で一番放流の数が多いのは昔から小国川漁協だったんです。これは山形県で最高の量を放流しているはずでした。今の2,700kgというのは全体の姿だと思いますが、これ以上に放流はできないのかと私なりに疑問がある訳なんです。そういうことで見ますと小国川に190万円ということは何kgに当たるか、追跡調査というのは当然必要だと思うんです。小国川漁協に任せっぱなしで、組合長としゃべった、このエリア内に放流して下さいと言っても、放流する人は別です。車の配車関係からそれぞれ皆違いますから。ですからそういう姿が行政としてこれだけの金額を補助する建前の中では当然追跡調査は必要だと思います。舟形を境にして、舟形橋下流に何kg、或いは長沢橋に何kgとか。だから上長沢までで190万円を放流しても、鮎は稚魚のうちに上流に登ります。ただ赤倉みたいに冷たい水のある所にはそれ以上は登らないということになっているんです。だからそれを踏まえて、金をただ出すんじゃないで、本当にその分が放流されているのかということを目で確認するしかないと思うんです。だから小国川漁協を信頼するのも結構です。ただ、舟形町の立場から見れば最上町もそれらしい金額に近いならば設定をどこまでなんて小国川全体はどこでも結構なんです。ただ補助体制が違うのであればその辺の行政の目が必要じゃないかと思う訳です。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

振興課長： 先程kg数で申し上げましたけれども、54万尾の中の45万尾を放流しているという、匹数でいきますとそういう状況になっています。それから放流の委託ということがございますので、今大場議員が言われた件ですが、検査はきちんとやっております。と言うのはそれぞれ、いつ何日にどこに放流しますというkg数と放流している状況、そういったものを確認させて頂いております。その後、どういうふうになっていくかというのは残念ながらそこまで把握しておりませんが、少なくとも約300kgぐらいの舟形町で委託している分についてはそれぞれ場所、日にちは異なりますがその都度検査して、その後予算を執行している状況でありますので、その辺はご理解頂きたいと思います。なお、今後さらにきちんと明確に対応するようにしてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

4番： 81頁の若あゆ温泉事業費に関連して4日の補正での関連して1回質問させてもらいましたけれども、障害者に対しての風呂場ですね、課長から答弁ももらいましたけれども、舟形町では福祉の町ということで、支え合い、触れあい、心のなごむ町という大きな看板を掲げている訳ですので、それに対して身体障害者の手帳を交付しているのが何人いるかと調べてみましたけれども、1級から6級ある訳ですが、3月7日現在で65歳以上が260名、18歳から64歳までが81名、合わせて341名いるそうです。1級から6級までですが。今の風呂ではやはり車いすでは入浴は楽じゃないと思うんですが、患者によって重度の低い方は一人でも入浴できることもあると思うんですが、誰でも自分の家より温泉の風呂に行きたいというのが患者としてもいると思います。それで私なりに入浴料の補助というのは考えていないかお聞きします。

まちづくり課長： 今現在入浴料の補助というのは条例にもないと思いますけれども、23年度についても今のところ考えてはおりません。

4番： やはり341名ですけれども、350円として1回全員が入るとなれば11万9,500円になりますけれども、3回とか6回とか12回とかにすると金額が大きくなる訳ですけれども、1町民でもありますので、福祉の町では様々な取り組みがなされていると思うんですが、温泉に対しても行きたいという考えもあるようですので、できればそういうことも考えてもらいたいと思います。

まちづくり課長： 障害者の手帳によっては軽い障害の方もおられるかと思いますが。温泉に浸った方が

体にはとても良いという場合もあると思いますので、障害の内容程度そういったものも考え合わせながら上司とも今後相談をしたいと思います。

5番： 81頁の若あゆ温泉管理費でお伺いします。若あゆ温泉は町振興公社に管理を委託しているんですけども、管理の中でりんご、ラ・フランス等の果樹園の管理状況が今回は豪雪で大変だったとは思いますが、管理状況がはなはだ芳しくない、あの状況を見ますと果樹園として再生できるのかどうか、その辺まで危ぶまれる大きな被害が出ております。この被害を未然に防ぐためには、若あゆ温泉管理公社、振興公社の方でしっかりと管理をして頂くべく町でも監督責任があるかと思えます。その辺からお伺いします。

まちづくり課長： 果樹園については町から委託料を管理委託料ということで多目的広場、テニスコート、公園も含めて管理をお願いしているところですが、温泉の運営の職員の回し方と言いますか、そういったことでなかなかりんご等の果樹まで手が回らなかったようでございます。今回については大変な豪雪でありまして、施設の方も大変毎日のように除雪を行ってありまして、大変な状況でありまして、こちらまで目が届かなかったのかなと考えるとおります。施設の委託料の中で動いている訳でしたので、こういうところに不測の事態が発生したときには、委託料の増額というところについても今後公社と話をしながら臨機応変なきちと対応となるように話をしまして、そういうことがないように今後したいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

5番： 今後したいという話ですが、見るとおり、無残な結果になっております。それを未然に防ぐべく、事前に委託料の増額なり、協議をして、また今年の秋は豊かな実りのある果樹を収穫できるような手だがあるべきだったのではないかと思います。今の果樹園の被害状況を見てみますと今年の秋の収穫がいくら取れるのか、そうとう大きな減収になると思えます。その関係上、果樹園をどのような位置付け、若あゆ温泉の一つの体験施設の中でどのような位置付けをして、これからどのような形で持つて行くのか、まだ再生していくのか、その辺をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： まず基本的には管理も含めて指定管理者に責任を持って管理をして頂くということにしておりますので、そういったことで役場の職員の配置も少なくなっているということをご理解頂きたいと思えます。基本的には指定管理者にきちと管理するよう計画でお示ししているところです。その辺について町の管理が行き届かなかったところについては、今後指定管理者外町の管理のあり方についてももう少し詰めていく必要があるのかなと感じております。

それから果樹園が減収になるということについては、今後果樹の専門家をお願いするなりして、今現在の状況の中でできる限りの対応をして、折れたところについては液肥をすとか、そういった中で最大限できるところについては荷重の再生について指定管理者とお話をしながら取り組んでいくということにしたいと思います。

5番： 果樹を見てみますと管理不十分で被害が拡大したということが目に見えております。もし、委託契約の中で管理が十分にされていたらその被害がなかったものと思われそうです。町として振興公社に果樹園の減収の被害を指摘する考えはあるのか、その辺をお聞きします。

まちづくり課長： 今のところ請求する考えはもっておりません。ただ温泉の管理運営費の中で今年度は700万円ほど町の方の指定管理者納付金ということで納付を考えております。指定管理で納付をするか、収益の中で補償費の中で払うのかになります。指定管理者の納付金という形で町に納付して頂いて、今回の損害についての請求は考えておりません。請求額の算定と言いましても、なかなか難しいものがあるかと思えますので、指定管理者納付金という形でさせて頂きたいと思えます。

3番： 私からは林業費の中の85頁、林道維持管理補助金として20万6千円ほど置いてありますが、昨年までの補助費と金額は変わらないと思うんですが、舟形町には林道が4本ありますが、逆に言えば長沢山林道は民有林道として全部土地は町に寄附して、作業道も寄附、そして作った林道です。ただ今は林業が不振の中でどうしても維持管理が難しくなっている時代ですので、町の補助金を仰ぎながら、ボランティアで作業をして草刈りをしているんですが、この額ではどうしても維持管理が難しい、毎年やっていく十何人いるんですが、約3kmですか、それに4、5万円をもらったとしても一杯飲む賃金しかない。或いは燃料と草刈刃、本来ならばそれをみんなに預けてお願ひしたいのは山々なんです。その資金もないということで本当に皆さんが毎年がんばって林道を維持管理している訳なんです。前回は雇用の問題の補助金で水路だけは全部綺麗にもらったことはお礼を申し上げたとおりですが、草刈り自体も林道保

全のためにはどうしても補助単価ではもっていけないということは皆さんもご承知のとおりだと思いますが、もう少し林道保全のために補助率を上げて頂けないものか、第1点に聞いておきたいと思います。

振興課長： この補助金については大場議員が言われましたように4路線、維持管理と言うんですか、草刈りをお願いしているということで地元のボランティア活動に対して些少ですが、予算化して出させて頂いているということでもあります。これについては他の地区の中で集落座談会でも出された経緯があります。林道という形じゃなくて、町道ということでのアップということも出されております。ただ、平成23年度、来年度についてはこの金額で是非お願いしたということで計上させて頂いた訳ですけれども、今後緊急雇用とか、そういったことで町で対応できる事業があれば積極的にしていきたいと思いますが、今アップについては現時点では考えていませんけれども、今後地元との話し合いの中で、上司と相談しながらでありますけれども、対応等検討させて頂ければと思います。

3番： 毎年こういう問題が、重要な問題は私は先取りしても予算化すべきじゃないかと思うんです。先程水産業費でも申し上げましたとか、見直ししてもいい金額じゃないかと前回も言ったものをまた計上する。逆に言えばこういう資金を林道に回してもらえればみんなが喜んで賛同しながら協力度合が強まるんじゃないかと思うんです。実際は町で寄附した道路ですから、本当は町が全面的に管理すべきはずなんです。町道にはなっていないにしても、それだけの皆さんが土地を提供しながら林道を作ったものですから、その辺がこの金額では今の時代厳しいんじゃないかと思う訳です。その辺の考え方を町長からでもお願いしたいと思います。

町長： 町の方に寄附したという経過があるようではありますけれども、今全体的に林業というものは国の方でもだいぶ見直されているということで、これをずっと紐解いてみますと、ちょうど今全国的にも公有林、民有林が伐木の時期に来ているということがこの前の森林管理所の所長さんとお会いしたときにそういうお話がありました。今後そういう伐木の時期が続くであろうということでありまして、林業からいろんな方で雇用が生まれるとすれば、そういう対応もしていかなければならないだろうというふうに森林管理所の所長さんとお話して、念頭に置きましたので、これからどういう補助の形態が良いのか、その辺も内部で課長とも相談しながら取り組んで参りたいと思います。

3番： その点は来年度に向けてよろしくお願ひしたいと思います。今お話のように、山林が全国的に崩壊している現況であります。5、6年前からですが、神奈川県では水源確保のために民間の山を買上げたり、提供してもらって水資源の涵養のために県が色々模索しながらやっているということが大きく出たことがあります。そのようなことで今水資源の確保の面でき大変な時が来ているのではないかと。いくら伐木が来てても値段が安くて売れないという時代です。特に林業関係者が言いますと、舟形町の杉林はどこを見ても虫食いだけだと。今のうちに切らないとだめになるよと。今切っても二束三文の値しかない。買う方が言うんですから、これは本当かどうかは別にしても、それだけ金山町とか最上町とかと違って舟形町は百年以上おける杉林はないそうです。そうした中で特に虫食いが早いということ踏まえながら、切りたくても切れない今の現状だと思うんです。町長が言ったように林道も大事な山を守るための林道ですから、早急に手立てをがんばってもらいたいとお願いして終わります。

委員長： 質疑の途中ですが、3時30分まで休憩します。(3:13)

委員長： 休憩前に復し、質疑を再開します。(3:30)

ここで皆さんにお諮りします。本日の会議時間を延長することとしたいと思います。会議時間を延長することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議無しと認め、会議時間を午後5時まで延長します。

それでは第6款農林水産業費について質疑を再開します。

1番： 81頁、若あゆ温泉管理事業費の修繕費に入ると思うんですが、以前何回も質問している訳ですけれども、温泉のシャワー施設の改善について、やはりお湯の出が悪いとかの苦情がございます。私も実際行くことがあるんですが、いろんな場所を試してみると以前の状況から改善なっていないような感じを受けます。ですので、状況は今どうなってるのか、3月の補正で修繕なるのか、或いは調査段階なのか、23年度予算になるのか、全く検討していないのか、その段階をまずお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 先般の議会の時にシャワーの出が悪いというご指摘がありまして、その日のうちに温泉の支配人にシャワーのチェックをするように指示したところであります。温泉の方では特に支障を感

じていないという支配人のお話でしたけれども、なお、もう一度確認の指示をしたいと思います。ここに
とっている修繕、通常の修繕程度しか取っておりませんが、シャワーによっては改善しなければならない
ところがあれば早急に改善するように指示をしたいと思います。

1番： 協議はしたということでわかりました。ただ、使用している状況を見ると短期間は大丈夫な
んですが、ある程度時間経過するとというところで水になってしまうとか、熱湯が出てくるということがあ
るようですので、もう一度確認して頂ければと、利用者の皆さんの安全性ということもあると思いますの
で、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長： 他に質疑ありませんか。

(異議無しの声)

質疑なしと認め、第6款農林水産業費について質疑審査を終結します。

第7款 商工費

委員長： 続いて第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課内主幹： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

5番： 89頁の商工振興費についてお伺いします。商業活性化補助金820万円とありますけれども、これ
は前年度も発行したプレミアム付商品券だと思ひます。昨年の商品券の発行は2回行った訳です。その販
売状況をお伺ひしたいと思ひます。

まちづくり課長： なかなか難しい状況ですけれども、販売状況については基本的には全て販売は短期
間のうちにやっております。ただ期間内に使われていない方が若干おありまして、その方については期間外
であっても町からは補助金をやるので残った数万円分については通常の商品券に代えて対応したというこ
とをお聞きしております。基本的にはすべて活用して、地域の活性化に結びついておると思っております。

5番： プレミアム商品券は人気が高くて発行するとすぐ売り切れる状態で、今好評を博していると思ひ
ます。私も小作なって商店に行ったら売り切れてないという状態が続きました。そこで今年も商品券を発
行する訳ですけれども、今まで20%のプレミアムを付けて発行しました。それを人気がありますので、
10%のプレミアムを付けて発行すれば2千枚の商品券が倍になって4千万円の商品券になる訳です。そう
することによって町長が先程言いました舟形町の商店街に賑わいを戻したいという考えから行きますと、
単純に計算すれば購買力が2倍になるという考えです。年2回発行しますもので、2千万円を4千万円、4
千万円かける2回で8千万円という舟形町商店街の商品の販売につながるものだと思ひますが、その辺の
考え、10%でも行けるんじゃないかと私なりに感じておりますが、その考えをお聞きします。

まちづくり課長： この件については商工会さんともお話をしてなるべく地域から多くの商品を買って
頂きたいということで今議員さんが言われるようなこともお話ししましたが、商工会さんでは10%では新
庄市内のスーパーさんに負けてしまう商品が多くなるということもありまして、どうしても20%という
ことで、魅力あるものにして頂きたいという要望があります。そういうことでうちの方は基本的に10%ない
し15%ぐらいで同じ額で議員さんが言うように効果を多く求めたかった訳ですが、そういった希望もござ
いまして町としても今回ソフト過疎にも該当するということもありまして、商工会さんの要望の820万円
としたところでございます。

5番： 今年も20%のプレミアムを付けて発行するという商工会の話ですけれども、商品券を使用する範
囲が広いためにガソリンスタンドやら、各商店のガス代また町内の大工さんによる小さな修理などに幅広
く使える訳です。20%を10%にただけで魅力ある商品の売りに響くという考えはちょっと消極的
に過ぎるんじゃないかと私なりに考えます。確かに10%にすれば倍の効果が現れる、単純計算して。倍に
行かなくても、1.8倍ぐらいの効果があると思ひます。その中で是非とも20%ではなくて、10%の商品券
でも売れるような魅力ある商店の品揃えを考えながら、是非10%で発行できるように、また商工会に交渉
をお願ひしたいと思ひます。働きかけをするかどうか、その辺をお願ひします。

まちづくり課長： 今結論から申し上げますと、働きかけはします。もう一つ大きな問題というのは、
今現在商工業者さんのいろんな要望等を委託してどんな希望があるかという調査をしております。そうし
たところ「商工業者を続けていけない」という人がかなりいるということでございます。そういったこと
で、商工会としては、地域から商店が無くなるということをかかなり懸念されておられます。そういったこと
で商工会さんとは10%というお話もしますが、これから地域の中で商工業者が少なくなるということをもど

う考えて行くか、それから業者に頼らないで自分達でやっていくためにはどうすべきかを含めて、今後話し合いを多く持ちたいと考えておりますので、そういった零細な商工業者の方々からも意見を聞いてどういうふうになれば地域の商店が存続できるのかを含めてお話を進めていきたいと思っております。ただ商工会としては10%では魅力的な商品券にならないだろうということと、折角町で予算を頂いたのに売れ残ってしまっただけではないかと相当心配をしているようでありまして、そういったところからなっている訳ですが、商工業者の方々からも今後企業懇談会の中でお話をお聞きして、対応して参りたいと思っております。

6番： 若鮎祭り事業の中で、去年も話したんですけれども、鮎祭りの補助金50万円。町長曰く大岡裁きの如く三者一両損の方程式の如く、全くその通りでありますけれども、考えてみると漁協と鮎販売業者が設けて、役場だけが損しているような気がするんです。1匹150円ですか、補助を出したのは、去年。1匹50円。元に出している漁協に行って後は還元できないような、お客にとっては助かって大変ありがたいと喜んだ結果も聞いております。最初少し理屈を付けて「なんだ、あんな鮎」と言ったものの、去年の結果を見ますとかなり良い物が揃っていてその効果が出たのかなという感じします。やはり最初から50円を漁協に補助するという考えは良いんですが、もう少し単価設定に対する指導が足りないのではないかと考えます。その辺の管轄はまちづくり課になるのか、振興課の栽培技術関係になるのか、わかりませんが、その辺の指導をもう少しがんばって頂きたいというのが私の願いであります。それを一つお願いします。

まちづくり課長： 漁協だけが儲かったという訳ではなくて、漁協も50円を出しております。400円を漁協が50円、町が50円、販売の方が50円負担をして頂いて250円を出すということでありまして、町の50円というのは、漁協さんに補助を出すという形を取りましたが、それは漁協さんで出荷量がわかるものですから、そこに町が出したということで、最終的に漁協に50円入ったということではなくて、町が250円にするために漁協に負担分の50円を出したということでありまして、漁協でも50円負担していて、漁協が儲かったという訳ではありません。それから去年は若鮎祭りが30周年記念ということで、鮎を千円で4匹売りたいということで、記念イベントということもありまして、そういう体制を取った訳であります。そうしたところ長蛇の列で、なかなか鮎が買えなかったという状況があります。今まで鮎を400円で売っていた訳ですけれども、400円の時と250円の時には全然売れ行きが違ったということがあります。そういったことで今年度も引き続き、若鮎祭りというのは舟形の鮎を鮎祭りの会場で食べて、美味しい鮎のイメージを持ってもらってリピーターとなって舟形町に来てもらうという意味合いがありますので、そういう趣旨でやっておりますので、昨年的好评を引き続き今年もやりたいと考えております。

それから漁協の育成ですが、一昨年は初めての年ということがありまして、1号水槽から2号水槽に擲って上げたりしてなかなか歩留まりが悪かったようでありまして、昨年はそういったことを反省してだいぶ生育状況も良く、出店者部会でも全然問題はない、遜色はないという話を頂いておりましたが、やはり2年目であっても育成がなかなかできなかったということがありまして、鮎が不足した状況があります。そういったことで土地改良区の長尾の養殖場を借りて養殖しているんですが、水槽は結構あるんですが、薬剤の関係とかで使えない水槽がほとんどであります。今使っているのは二つか三つだと思います。そういった状況の中で水槽をもう少し直していかないと、養殖の数が増えないということがありまして、現在県と協議をして水槽の改修ができないかどうかと進めております。そういったことで400円の鮎が町の補助金を使わなくても、なるべく安くなる状況にするためには養殖量を上げなくてはならないのかと考えております。そういったことで水槽の改修も含めて技術の養成と合わせて、養殖量で単価を抑えていくという考えも必要だと思います。この土曜日に企業懇談会をするときに、漁協さんとユーザーである飲食業さんの方に取り引き量をお願いして、養殖量を増やせないかという話し合いをする予定であります。そういったことで単価をいろんな面で下げるような努力をお互いに、ユーザーと養殖の方と合わせてやっていきたいということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

6番： 答弁はわかりました。いくら考えても漁協の単価というのは、私たちが野菜に値段を付けるのと同じで、誰もわからないんです、400円でも500円というのは。いい加減なことと言うと語弊があるかも知れませんが、この辺で取り引きされているような単価、適正な単価という物が我々消費者にとって必要なものであります。大変良かったんですよ、大岡裁きの方式は。そういうことを踏まえながら、またお願いしたいところです。今水槽の水漏れとかいろんな障害が出ているというのは、昔から言われる樽を晒して乾燥させると水漏れするのと同じですよ。折角のああいふ施設を水も貯めないで空にしておくというのは、最悪の状態です。八つ当たりかも知れませんが、土地改良区の大きな責任ですよ。あんな大きな

補助事業をしながらあのみまにするというのは土地改良区の責任であって、それを借りる漁協では損をしている。いずれにしてもあみいう大きな財産を有効活用しているようにご指導を重ねてお願いします。答弁は要りません。

2番： 87頁、観光費の中の一番最後の舟形観光情報館運営補助金280万円、これは若あゆ温泉の下に事務所を置いている、確か商工会のものだと思うんですが、この間も行って見たんですが、どんな運営をしているのかお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 観光情報館については今現在2名の緊急雇用を置いて仕事をして頂いております。今年度については観光情報館を設置していろんな町の特産品を展示して販売をしようとしております。観光情報館としてのホームページを作って、見て頂くとわかるんですが、かなりの町の情報を載せております。飲食業の料理も載っているはずですが、それから今回企業懇談会をしますが、それらの段取り、企業訪問をして頂いております。小さな企業の町への要望も全社を回って情報収集をしてもらっています。それから薫平釜がありますが、その誘致についても商工会と一緒にしてやっているとところでございます。23年度については継続しますけれども、緊急雇用対策の資金が終了しますけれども、1名だけはそのまま引き続き残して観光協会の事務、都市交流、今やっている情報の発信、観光ボランティアの受入、教育旅行の事務、企業懇談会の開催、婚活についてもやって頂いておりますが、インターネットでの情報発信について来年そちらから受け持って頂いてやると。それからいろんな商品を開発したときに展示して販売すると考えておりますが、販売する場所が小さいのが難点でして、もうちょっと展示スペースを広げるなどの改善が必要だと考えておりますが、今はそういったことで観光情報館の業務を考えたいと思っております。

2番： 説明ではわかりましたが、私が行ったときには誰もいないし、何もやっていないし、今言ったように諸々の事業は新しい課ができる訳ですから、その観光の中でできるものがほとんどできる訳です。わざわざそこに行ってインターネット云々しなくたって役場でできる訳です。見ることは。そういうことから考えると280万円というのは商工会が統合して無くなるために何か作らなきゃならないからとを感じる訳です。できればこの280万円を鮎祭りは舟形町を代表するイベントです。もう少し何とと言うか、先程叶内議員さんも言いましたが、400円の鮎云々というのは極端な話、人が集まらなきゃ誰も買わないです。100円だって買わないです。人が多く集まったから売れるのであって、そういう町おこしのために金を回すというのは考えられないのかと思う訳です。今回課を増やすことによってこういうものは必要ないんじゃないかという気がするんですが、そこら辺、副町長でも結構です。

副町長： 色々ご意見がある訳ですけども、今年度から初めて情報館を設置した訳で、色々ご意見等があるのもすなわちであります。その辺を皆さんでいろいろご指摘を頂きながら、より良い情報館にして頂ければ本当にありがたいと思っておりますので、その辺のご提案なり、私達は私達で考えたい。商工会は商工会で努力すると思っておりますので、その辺を力を合わせてご提案をよろしくお聞きしたいと思っております。

1番： まず89頁、先程から出ていますが鮎祭り補助金50万円についてです。全ての販売店のご意見ではないかも知れませんが、お聞きするところによると、自己負担分50円ということがありました。店舗で負担することによって、その負担が大きいという声が聞こえました。店舗数が少ないので、答弁にあったように長蛇の列になって、店舗の鮎の量が少なくなって補給するときにお客様に迷惑をおかけして、販売店の評価が悪くなって、イメージが悪くなることにもつながったように思います。一杯売れて良かったんですが、販売店の負担が大きいのではないかということがあったので、その点についての考えをお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 販売店も負担は大きいと思っております。けれども、町おこしの若鮎祭りにおいて、そういう負担を頂いても、町を活性化させるためにお願いしたということでありまして、色々議論はありましたけれども、販売店からはご協力を頂いているものと思っております。実際、漁協さんから21年度には4千匹ぐらいしか出ていませんけれども、去年はその倍以上の鮎が提供されたということでもありますので、販売店のイメージが悪かったというのは、販売店に長蛇の列が並んだということでのイメージであって、結構売れたということで販売店は1匹50円の損はしているものの、販売量が増えて喜んでいっている意見も伺っております。ただ、最初にこういう事業の展開をしたいと提案して、販売店の部会で了解を頂いておりますので、基本的には了解の上で、役場が独断的にやったということではなくて、お願いしたいということでご理解を頂いてやっているということについてご理解をお願いしたいと思います。

1番： やはり町おこしの一環であるということで販売店は協力頂いたというのは初めてやることですので

で、それは当然だなと思います。一面、やってみて様々な課題が出たと思います。9月議会、12月議会でも話題になったことではないかと思いますが、その販売店の負担と言うか、倍売れた訳ですので、売れたということはその分お金が入った訳ですが、約手間と言うか、供給量の見通しも付かなかったということで、来年度行うということでその作戦と言うか、そういうことを細かく販売店と協議する場もあるということですが、そういうことでご協力頂くことがこのイベントを成功させるのに必要なことで、或いは三者が気持ちよく行って成果を分かち合うということでは大事ななことかと思いましたが、今年度も事前に説明をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

まちづくり課長： この件については既に若鮎祭りの実行委員会を開催しておりまして、当初予算に計上するために事前に販売店さんのご意見も伺っております。いろんな考え方があるのも、鮎の価値を落とさないかという意見もありましたけれども、昨年的好评を引き続き23年度についてもやっていきたいと思います。ということで協力も理解も先般の実行委員会ではやられております。ただ、焼き方についてはいろいろもう少し工夫するなり、大きくするなりして頂きたいというお話も実際にしております。そういうことで解は既に実行委員会ですべてのものを申し上げたいと思います。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

なしと認め、第7款商工費について質疑審査を終結します、

第8款 土木費

委員長： 次に第8款土木費を審査致します。読み上げをお願いします。

まちづくり課内主幹： 朗読説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

4番： 93頁の町道長沢1号線についてですが、工事費は2,905万円ですか、場所はだいたい聞いておりますけれども、22年度の事業であるそこは無散水消雪になっている訳ですけれどもこの大雪の中、雪が全然積もらないというのは最高の道路かなと。今まで見れば危険箇所も解消されたかと思っております。それで井戸を掘った訳ですね。井戸を掘って下の民家に家庭用の井戸が水枯れになったという話は課長さんも聞いていると思いますが、今後の対応をどうしていくか、お伺いします。

振興課長： 無散水の消雪道路はご覧になったとおりで、非常に良かったと私どもも考えております。ただ今野尻議員さんが言われるように4軒から既設の井戸に影響を与えたということで、状況を把握してお詫びしてきたところでありまして。今後については再調査ということで、どういう影響を与えているか、実際に150m掘削してその結果、既設の井戸にどんな影響を与えているか専門的に調査をお願いしたいということで調査委託を今しているところでありまして。その結果をもちまして今後の対応を考えていることでもあります。なお先程も言いましたように、それぞれ迷惑を掛けた住民の方については説明を兼ねてお詫びを申し上げて納得して頂いて状況についても説明させて頂いているという状況でございます。

4番： 4軒ですが、あの人が心配しているのはこの4月で人事異動とか、担当者が変わった場合、4月以降話が通じなくなった、約束が前の課長の話と、変わった場合ですよ、そういうことを心配しているひとがいました。今調査中ということですので、話は最後まで解決するまでよろしくお願いします。ということです。

関連してですが、内山は今通行止めになっている訳ですけれども、こういう結果が出ましたので、早急に対応をお願いしたいと思っております。いかがですか。

振興課長： 人事異動等ありまして、今班として充分対応するようなことで周知しておりますので、その辺り問題ないということでもあります。なお、先程言いましたように結果が出て参りますので、それはきちんと次年度に向けて対応していきたいと考えております。

それから今回の結果の内山への導入ということですが、地形をご覧になって頂くと、要望は確かにございます。ただ地形を見て頂くとS字になっておりまして、今回の縦坂のような、直接県道にリンクするという形ではありませんので、導入しても安全が確保できるかということがいささか疑問な点もございます。ですから当初そこについては冬期間は閉鎖ということで地元の方と協議して閉鎖させて頂いている状況があるんですが、これを直接導入して果たして安全面は確保できるかという話になると、今後検討が必要だと思えますし、非常に現時点では難しいということは判断しているところでございます。

4番： では長沢1号線の場所はこの度水を上げているときは調査する訳ですけれども、水を上げてい

る時は下に水は来ない。水を止めている時は井戸水も利用できるということ。1回空になると5日から1週間ぐらい溜まるまでかかる。こういう話も聞きました。今年はこの大雪ですので今まで雪処理は井戸水で何十年と処理していた訳ですが、そういうのも今年はこのぐらい難儀したことはないという話でした。そういうことも話し合いの中でも苦労したということを一応頭に入れて置いてもらいたいと思います。まだ内山1号線はこれから見通しはないということですね。道路改良というのは今までの傾斜でS型カーブがあそこはきつい訳ですけれども、下の方は。グレーチングが真ん中であって、本当に滑りやすい、今現在でも除雪は上に排雪したのを真ん中に置いている訳ですね。雪解けになって、それでなくても溶けた水が流れてきて朝には凍ると、本当に危ない。水も来てたけれども、気温が下がった時は本当に危ない。融雪剤と言うのか、その時は処置はしているんですけれども、危ない箇所ですが、これからも検討して長沢線の人にもこの説明もお願いしたいと思います。

振興課長： 第1番目の無散水については影響を与えているということで、30分動かして1時間休みということでそれぞれ井戸の方になるべく影響を与えないような手立ても途中からさせて頂きました。ただ完全に止めることによって凍って機能を果たさないということがありましたので、30分という最低の稼働時間にさせて頂きました。それで今2番目の問題ですが、内山についてはくどういようですが、凍結とか、上から行きますと舟形建設さんの住居、車庫等が非常に危険な状況であります。それに対して果たして先程言ったような直の場合と、Rになっている部分との構造的な問題もありますし、今すぐやって具体的に事故等が起きなければいいんですが、そういう要素が非常に高いということで、現時点では考えていないということであります。なお、内山の座談会でもそういう要望がありましたけれども、そういうことはこれからも直接地元の方にお伝えして理解を頂けるようなことで進めていきたいと考えております。

3番： 95頁の建設機械の整備費なんですけど、今年度は小型車を1台求めるという話は前にしております。ただ、それに伴って今まで豪雪の中身を見ますと、相当の地域で今まで自分の家だけじゃなくて、人の家も頼まれて自分の家にある設備を出動して1冬やった人もいます。そういう人の救済として各地域にボランティア組織と言いますか、請負と言いますか、処理してくれる人を探しながら、これからの老人対策を含めて対策を講じるという話を聞いておりますが、今回の予算とは別個に常用タイプの小型除雪車を数台求めるという話も聞こえてきます。ただ、それはどの辺の分野で来年度に向けた除雪体系を考えるのかなど。その辺、わかる範囲内でお願ひしたいと思います。

振興課長： 1番目のロータリーですけれども、小型工区に配置しているロータリーが、非常に老朽化しておりまして、今年は何とか保ったんですけれども、昨年ですと除雪初日にトラブルを起こして使えなくなったということで、新しくして従来の工区をやるのが一番いいということで予算を計上させて頂いたところなんです。

それから今回の予算の中で、今大場議員さんが言われたように、地域に貸し出し、もしくは地域でそれをボランティア的にやれる機械ということは班の中でも課の中でも話はさせて頂いております。ただ今回予算で計上させて頂いているのが93頁の一番下段の重機借上料ということで、20万円ほど計上させて頂いているということで、例えば長沢の内山の所とか、一の関とか、そういう路線とか。もう一つは先般質問にありました除雪する方の保険料で、それは上段の方にありますけれども損害保険ということでかけさせて頂いているということでもあります。なお予算についてはそういうことでもありますので、これから大場議員の指摘された内容につきましては、今後検討していく必要があるとは思っております。

3番： 今年の冬の状況、各地域から聞き取りしますと相当苦労した地域が数多くあります。その中でも特に大平では3軒ほどの集落があるんですが、そひが道路が狭くて小型除雪機も入らないということで頼まれてやっているんだと、今年40日のゆうに道路の除雪に費やしたと。また1日当たり1回の除雪時間が1時間から1時間半かかっているんだと。70歳を過ぎた方ですので任せられてもこれから来年とはどうなるかわからないという方々もおります。そんな中で今課長が言いますのは、そういうふうに貸し出しする機械は予算計上していないという話でしたが、来年と瀬に向けて小型除雪機というのは早急に対策を講じる必要があると思うんです。ますます高齢化率が高くなる中で、それを以下にして有効な除雪体系を取るかも含めて、予算措置は今年度はこれからも考える必要がないのか、その辺を伺いたいと思います。

振興課長： 一番の問題になるのが地元の受入体制、協力体制になろうかと思っております。今までの話し合いでは、この地区はどうだろうかとかということで検討して最低4台、200万円程度の機械ということを検討した経緯もございますが、先程申しましたように、受け入れる体制が十分整っていない中で、そ

の辺気きちっとお話ししながら、モデル地区の設定も含めて今後の対応になるのかと思っております。そういった意味では町長答弁にもありましたが、今回の豪雪については、そういった細部に渡って検討する経過も今回の雰囲気で見えてきたのかなということ担当課としても理解しているところであります。

もう一つですが、基本的に自分の雪については自分でやって頂く。高齢者については先程も話がありましたが、じゃ息子さんがいないのかということになりますと、大平の方については息子さんもいらっしゃるということで、メインとして高齢者の方がやっているということだったんですが、私どもの方で燃料費とか助成しておりますけれども、そういうやり方も検討して頂きたいということで、ここで対応して頂きたいということも話してきた経緯がございます。

3番： わかりました。ただ高齢化社会がますます厳しくなる中で、どうやったら除雪体系ができるのか。上長沢の方からも言われましたが、町道に面していない、個人の家まで何mも入っていかなければならない。その家の方が老人がおりまして、80か90になる人がいるらしいんですが、いつもボランティアの除雪車があれば、寝たきりみたいになっているものですから、そこに福祉バスみたいなのが行くときタンカで行かなきゃならない家庭があると聞きました。たまにでいいから、そういう所の除雪をして頂きたいという要望は確かにあります。だから個人の道路だから個人で処理するのは当然です。ただ今寝たきり老人とかがいる世帯では道路まで運ぶ対策に困っている家庭も増えております。そういうことを救済する意味ではやはり地域と話し合いながら前向きに除雪車をできるだけ来年度に向けて購入しながら、対策を練って頂いて救済をお願いしたいと思う訳です。よろしくをお願いします。

振興課長： 一つの例として一の関地区で高齢者が道路から離れているということで地元の方をお願いして、町内会長さんを通じてその除雪については地元の方がやって頂いて、燃料費はこちらで持つということで対応した経緯がございます。今ご質問の要望については先程言いましたように県等の中で具体的に担当班でさせて頂いております。ただ、何度もくどいようですが、地域づくりの中でそういう体制があって、そしてその中で具体的にどうしていくかというビジョンなり、方向を見いださない限りは具体的な形としては一歩進まないのではないかと思いますので、その辺はこれから地域づくりの中でも充分対応していく内容だと思っております。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

なしと認め、第8款土木費について質疑審査を終結します。

本日はこれにて散会します。(4:23)なお、明日は10時から再開しますので9時45分までご参集下さい。ご苦労様でした。

平成23年3月9日(水)
平成23年第1回予算審査特別委員会第3日目
午前10時00分開議 欠席無し

委員長： おはようございます。只今の出席委員9名です。定足数に達しております。
直ちに委員会を開会します。

第9款 消防費

委員長： 第9款消防費を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。尚、質疑に際しましては頁款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いを致します。

5番： おはようございます。今日も宜しく申し上げます。99頁の第1項消防費の2目消防施設に関する問題で質問致します。15節の工事請負費660万円の工事内容をお聞きしたいと思います。これは、今回西堀地区が新しく自治消防団を組織したに伴い、予算措置したと思えますけれども、宜しくお聞きしたいと思います。

総務課長： おはようございます。それではご質問ございました工事費の請負費で660万円予算計上させて頂きましたけれども、今叶内議員さんの方からお話がありましたように、これまで何回となくと言いますか、10年近くかかったと思えますけれども、西堀町内会、舟形の町内会では2番目に大きい地域になる訳でありますけれども、そこに地域の消防団が設置されていないということで、現在では5部の管轄として西堀、木友地区が入っている訳でありますけれども、それでも地域に消防団が無いということで、町の方でも町内会の方と何回も協議しまして、また地元出身者の消防団の方とも何回となく協議致しまして、3月の町内会の総会等がある訳でありますけれども、そこで最終的に新たに消防設置するというに、そこで決定する段取りになっている訳でありますけれども、今回新たに第3分団第5部から新たに、部はまだですけども、今の所21部がございますので、できますと22部に新設となる訳です。そこに今回、今年度財団法人日本消防協会の方から、多機能型の消防車両1台寄贈して頂いておりますので、その格納庫と言いますか、ポンプ車庫として地域に西堀町内方の地域の一角に、それを設置するための工事費になっておりますので、それが設計費が約50万円、工事費が660万円ということで、その消防ポンプ小屋の工事費として計上をさせて頂きましたので、宜しくお聞きしたいと思います。

5番： 今回の西堀地区の自治消防団の発足に関しては、町の担当課職員をはじめ西堀町内会の理解と協力を得て無事発足することになりました事に対して、厚く感謝を申し上げたいと思えます。消防団の施設に対しては町の条例で謳われている通り、町内会の負担があります。その負担金の話が、町内会長中心に町内会の会員から同意を得ているのかどうか色々話を聞いてみますと、西堀町内会は振興住宅地でありまして、なかなか住民の意思疎通、伝達が上手くいかない面もあると聞いております。また、ある住民からの話だと、個人負担までして消防団の経費を出すのは大変だという話もありますが、その辺の話はどうなされているのか、その経過をお聞きしたいと思います。

総務課長： これまで各町内会の方にも防火水槽でありますとか、ポンプ車庫、ポンプ車等購入時におきまして各町内会の皆様から応分にずっと負担をして頂いた経過がございます。かかる経費の15%以内、または1戸当たり6千円、どちらか低い方としている訳でありますけれども、そういった基準これまでもずっと踏襲しておりますので、西堀町内会の会長さんを通じまして、今回ゼロということできませんので、これまで通りに他の町村の方でも同じように負担をして頂いてきております。それは町の方でも15%以内、または6千円掛ける戸数ということで、どちらか低い方ということで初めからお話しておりますし、それは町内会の方で、会長さん通じて役員の方皆さんも負担金等につきましては了解を頂いております。

5番： もう一点お伺いします。消防団の組織の問題でありますけれども、聞く所によりますと消防団の組織の編成、今まで中隊単位でやっていたものを大隊にするという話も聞いております。この組織の目的とそれによってどのような効果を期待しているのかどうかお聞きしたいと思います。

また、我々町民の生命財産を守るために加藤団長以下消防団員、幹部職員はじめ消防団員一人ひとりの日夜たゆまぬ努力によって我々の安全が確保されています。そんな関係上、中隊編成から大隊編成に移行した場合、幹部団員の人数の上限から手当等があると思えますけれども、この予算書見てみますと幹部団

員の手当と消防団手当の中の、今までの予算の範囲内の流用で組織の編成を行うのか、その辺お聞きします。

総務課長： 舟形町の消防団の定員は550名になっております。現在、消防団員ですと新年度初めの人数が402名になっております。毎年退団者が20名から30名近くある訳でありますけども、舟形町だけでございませぬけども、日本全体として消防団員数がずうっと減っておりますので、例えば災害時等含めまして、一番頼りになるのが地域の消防団ではないかなと思います。消防団の団長の方でも、いろんな会議等におきまして、なるだけ消防団を辞めないように、永く継続してもらいたいということで、安易に退団を認めないような、これは強制ではありませんけども、そういったお話もしております、とにかく舟形町を災害時から守るために402名が団結して、これからやっていかなければならないということもあります。

他町村に比べて舟形町の消防団員の年数は平均的にも若い感じが致します。若いもんですから、入ってまたすぐいろんな諸事情で辞める方がおまして、仕事等の関係で新たに入ってくれる団員が少ないという悩みもある訳でありますけども、とりあえず今ある団員の中で、今度新たに今叶内議員からもございましたけども、本部付分団長と言いますか、そういう感じで大隊編成に向けて討議をしております。そして、幹部をまた指導していかなきゃいけない訳ですし、どうしても幹部そのものが若くなっておりますので、そういった中堅幹部等も含めて、上の団長以下その副団長さんがしっかり中間の幹部の人も育成していかなきゃならないということで、今回新たに組織の見直しもっておりますし、とにかく与えられた少数制の中で最大限に力を発揮できるようにということで、今回本部付の分団長新たに今後検討しながら、任命していきたいなということで話をしておりますし、消防委員会の方にもお話をしまして了解を得ておりまし、また消防の最高幹部等会議でも、それに向けて対応をしていきたいと考えております。一昨年、今年もそうでしたけども、今回の行方不明者も毎年のように出ておりますし、それが昼夜を問わず、例えば昼に行方不明なっても家族の方が内々で探して、どうしてもしょうがなくなった場合に夜10時、11時位に役場に連絡があって、それから団長以下幹部が集まって、そして夜中の捜索というのがこれまで何回も続いて、また仕事等休みながら2日、3日捜索をしなければならぬというのが何回かありましたけども、これも消防団の地域を守っていく、そういった強い気持ちの中に団員の皆さんも沢山の方が参加して頂いておりますけども、そういった事含めて、もっともっと常日頃の訓練を強化しながら、また消防団の団員数も数が底上げと言いますか、なるだけ地域の若い人に声をかけながら、今回の西堀だけじゃありませんけども、もっともっと地域の方に声をかけて定数が550名になっておりますので、まだまだ定数に対して150名位差がある訳でございますので、なるだけ地域の若い方皆さんに入ってもらって、地域の大きな力になっていくように、これからも努力をしていきたいと、そういった事も含めて今回、本部席等も含めた組織の機構の改革を行わせて頂きたいと考えております。

1番： 3目防災費の中の101頁になります。最上地区山岳遭難対策委員会負担金に関連してですが、最上地区の遭難された方の捜索の期間なり、経費なりということが町村でバラバラであるというお話をお聞きしました。統一に向けてやはり動き出したということもお聞きしましたので、その状況をお聞きしたいと思っております。

総務課長： 最上地区の山岳遭難対策の負担金は6千円ということで、各市町村の持ち出しの会議の経費になっている訳でありますけども、今1番議員からお話がありましたように、毎年のように山菜採りとか、キノコ採り等に行ってみえなくなったということで舟形の町民の皆さんも、例えば他の町村、例えば真室川とか余所に行きまして捜索を、舟形消防団も捜索に参加しております。また、真室川であれば真室川の消防団の方も一緒になって捜索をして頂いたという経過がございます。昨年も3日間捜索した時も、私達もあまり経験なかったんですけども、やっぱり飲み物とかお昼のおにぎりとか、軽微なものですけども人数が多いもんですから、いろんな面で経費、食料費等がかかるということで、その取り決めというのは何処の町村もお互い様だという考え方もございまして、あまり負担についてとやかくは無かったですけども、この頃頻りにそういった頻度、回数が多いということで、どうしても地域の方に対する負担が、仕事も休まなきゃならないということもございまして、その辺りかかる経費を応分に負担していかなきゃならないんじゃないかということで、最上管内の新庄市も入りまして、所管課長会議の中で色々2回位検討はしたんですけども、ただ今の所まだ具体的な文書作成までは行っておりませんが、これ継続して、雪が消えますとまたそういったシーズンに入りますので、次の総務課長等会議で具体的に話になると思いますが、お互いになるだけ負担はかかるものはお互いに負担をしていくような方向ではあります

けども、それが新たにまだ文書化されておられませんけども、近いうちに一つの同意書のような形で8市町村で協定書みたいなものを作成になるのではないかなと思います。なればそれに基づいて、かかる経費は個人負担は当然ございますけども、行政の方でどのように負担対応していくかも含めて、これからその中で協議していきたいと考えております。

1番：やはり時期的にはもう迫っている訳です。命に関わる捜査の期間については、生命には重要な所ですので、早く話し合いとかガイドラインができればいいなど必要性を強く感じます。ですから、やはり待っているのではなくて、働きかけをしてということで、今回の真室川での捜索に関して、捜査期間を延長しなければ大変な事態になったのではないかなということも予測されたということもございますので、統一的な経験に基づいた、各消防関係の方々の経験に基づいた期間の設定をお願いしたいかなと思いますので、答弁をお願いしたいと思います。

総務課長：先程言い忘れましたけども、その捜索の期間でありますけども、市町村で例えば行方不明になって何日間捜索しなければならないということは文面化されたものはございませんけども、これまでの警察のご指導とか、または消防団長さんの数々の経験を踏まえまして、例えば山であれば山水を飲みながらとか何かで生命を繋ぐ事ができるのではないかなということで、最大3日間は捜索するというのはい一つの基準になっております。他の町村では2日ということもありますけども、大体3日間というのが最上管内でも、大体の町村の方ではまず3日間は消防団を動員して捜索をしていくのが一つの基準になってございます。

委員長：他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、第9款消防費についての質疑審査を終結します。

第10款 教育費

委員長：次に第10款教育費を審査します。読み上げをお願い致します。

まちづくり課叶内主幹：朗読、説明省略。

委員長：これより第10款教育費の質疑に入ります。

1番：101頁、1項1目教育委員会費事業に関わってですが、教育委員会の議論の中で、例えば教育特区なり或いは先日来私話してはいますが、子育て支援とか、保護者負担軽減という意味から給食費無料化なり医療費の無料化という話し合いや、合わせて感じている所がもう一点ありまして、町の講習会とか学校行事間の重なりとか、同じ日に行事が行われるという所が運動会とか大きい所はしようがないと思うんですけども、細かい所についても重なりがございまして。そういう行事の調整とかという面で、その4点ですか、ということが話題になった事はないかのかという所お聞きしたいと思います。

教育次長：一つは教育特区的なものについては、教育委員会では現在は検討してませんし、この予算書の中でもその辺の話は載っていません。それから、給食費の無料化の件ですけれども、これにつきましても23年度予算の中では検討してませんし、今後どうなるかということは、この予算書の中では分からないというようにお答えするしかないかなと思います。

それから、学校行事等と町の行事の調整ですけれども、学校行事については11月、12月の頃から大きな行事を含めて、学校行事の調整委員会ということで調整をしています。町で作成しているカレンダーありますけども、それに掲載するもの、それからその辺で町の方でも主たるものについては、行事調整が行われているかなというようには考えてる所です。以上です。

1番：教育特区に関して検討がないというように、町長からは総合特区というお話がございまして。そういう事と教育についても、子育て支援という見知からすると、やはり特色ある教育ということで、先進の所給食関係の無料化で調べた所によると、同じように北海道の三笠市の事例とすると、給食費は小学校無料に加えて、教育特区の申請もしているということで、独自の国際化の英語の強化として英語を盛り込んだり、或いは6・3制の小中一貫制度から9年間の見通したということで、小学校1年2年とが1区切り、小学校3、4、5で2期目、3期目が小6から中3までと3期に分けての教育制度と特色あるそういう事を行っているということがございまして。ですから、全国の話題について教育委員会の中で、その委員の方々の議論の中で、そういう話し合いも出る事があるのかなと思ってお聞きした所です。これからの考え方として、まずそういう特区の考え方、以前もお話頂きましたけども、その事について今年度予算にまだ反映はしていないということですので、これからの所の方向性をお聞きしたいと思います。

給食費の無料化については、完全無料にしている所は少なく、子供さんの数の多い所で例えば第2子の方に無料にするとか、第3子から無料にするとかという所が多いようです。あとは教材費も補助する所もございましたので、そういう検討も一番の教育委員会の委員会の中で、検討が必要なのかなということがあります。

3点目の行事については、全体の枠の調整はできているんだと思いますけども、その後に入ってくるようなものでやはり重なってくる事があるようです。そうすると子育て支援から行くと、お子さんの多い家庭については様々な行事、例えば保育園と中体連の行事が重なるとかそういう事が生じて来たり、大事な町主催の子育ての支援の研修会と学校の行事が重なったりという所も起きてくるようですので、そこら辺の指導の方はできないものかなという所がありますので、答弁をお願いしたいと思います。

教育次長： 全体的な教育方針としましては、今回6次基本構想に基づいて、ビーナスプランということをして22年度中は設定させて頂きました。その中で、一番重点的に上げているのは、人口減少社会ということで町長色々お話をしていますけれども、そういう中においては特に今後、子育ての中で重点的にしていかなければならないのは、基本的に学力の向上にあると。それから体力の向上にあると。この2本が基本線になっています。特に今年は、国の予算も頂いて食育の推進事業広範にさせて頂きました。これは、とりもなおさず正しい生活リズムを構築する事が今後児童生徒、そして成長していった舟形町の人間になっていく上で、基本的に生活リズムがきっちりしていれば大人になっても大丈夫かなということかとは考えています。従いまして、経費の補助金の事というのは政策的に色々財源との考えということも関わりありますので、その辺で今後も検討していかなければならない事だと思うんですけども、やっぱり児童生徒に通じては生活リズムの構築、それがとりもなおさず舟形町のしっかりした人間にしていく事かなとは考えています。特に、ビーナスプランの中では、今年から保・小・中連携ということで、12年間の中で子供達を育てて行きましょうと考えを全面に出しています。まだ、始めたばかり、緒についたばかりですので、その辺は今後ご期待、時間のかかる事例でありますので、見て頂ければと考えています。

それから行事調整ですけれども、1番議員さんもお存知だと思うんですけども、学校行事はやっぱり子供、保護者、地域含めて関わりのある方々が多いので、それなりに町の大きい行事について重ならないような努力は常々している事と思います。ただ、その辺で突発的に出てきた大きな事業となった場合に、そういう子供、地域関わりあるのでそういう人方との重なりのないようには努力しているとは思いますが。特に、消防団関係の行事とか、それからスポーツ少年団等の行事には、学校行事は必ず関わらせないというような事は、いろんな情報を取りながらやっているつもりですけれども、事例的にどういう行事が重なっているのかお分かりであれば教えて頂きたいなと思います。以上です。

1番： 1点目、2点目については財源の問題、或いは特区であれば各申請の目的とかそういう所で様々な課題があると思います。ただ、英語活動について先進的な取り組みをやっていると、或いは地域の活動ということでも進んでいる町というように舟形を理解しておりますので、そういう意味ではさっぱりそういう所に目を向けないとはおっしゃってはないと思いますけども、検討を十分して頂きたいなと思います。予算面としては給食費、これは埼玉県の小鹿野町の事例だと、人口8,200人程で第2子からの支援ということで、小学生が350人、中学生では約200人とすると事業費として約2,890万円の計上という試算のようです。ですから、財源についてもそのような形で、どれ位の額なのかという所も検討しながら、様々なパターンでそういう検討の余地もあるのではないかなという思いがありますので、やはり人口減少、少子化食い止めということの対策が各全国の市町村で問われていますので、そういう面でもう一度先程検討の余地はあるという答弁でしたけども、その点について確認というように思います。

行事に関しては、保育園の行事、運動会と中体連の新人戦がどうしてもここ2年間は重なっている所がございます。その他についても、学校の行事と小学校の行事と、町主催の子育て関係の素晴らしいなと思った研修会が重なったという所もございましたので、それは日程の調整が付くものでないかなという理解をしたもんで、そういう所は感じております。努力はしているということは分かりましたので、その報告というか、そういう行事を行う、細かいものについては教育委員会で把握できればいいのかなと思ったんですが、そこは無理だかどうか答弁をお願いしたいと思います。

教育次長： 23年度予算に計上した補助金等政策的予算については、それなりに実施をしていくつもりです。ただ、特区とかそれから給食費の無料化ということは、その政策経費の中でどれだけ今ある例えば補助制度を廃止して、その財源を振り分けるようにするか、その辺については色々財源等の手だて等

含めて、政策的な検討をする必要があるというようには思っています。

それから、行事ですけれども先程も言いましたように、結構学校関係の行事というのはそれなりに時間をかけてやっています。全体的な町の行事であれば、教育委員会だけではちょっと負えないので、カレンダーを作る際にあたっての調整等、その辺は町の方から答弁をして頂ければと思います。

総務課長： 町の方でも行政カレンダーを作成致しまして、町民の皆さんに一年間の学校等行事も含めてなるだけ事前に分かるものは入れるようにしまして、各課の方でも調整しながら、また町の大きい例えば沼澤議員おっしゃったように、学校行事と町の行事をなるだけ重ならないようにしていくとか、そういった事も前々から言われておりますので、各課の方で事前に小さい事業まではなかなかいきませんが、なるだけ分かるものについては、事前に行政カレンダーに入れるようにしております、1年間の教育委員会等含めた町の行事が一目瞭然分かるようにしておりますので、その他緊急等に入ったものはこれは仕方ない部分もありますけれども、なるだけ今議員おっしゃったように、どうしても聞きたい講演とかある等色々あると思いますので、なるだけ重ならないようにお互いに各課の方で課長等会議もありますので、事前に調整できるものは調整しながら、より多くの機会を皆さんに平等に提供できるように、行事等の調整もして参りたいと思います。

2番： 111頁の教育振興費、その中の舟形町青少年スポーツ文化活動地域支援事業費補助金70万円とありますけれども、ずっと今まで見ますと昨年は60万円だったと思います。今年70万円ということは、若干上がった訳でありますけれども、その前まではずっと80万円だった訳です。これは生徒数が少なくなって、こういう減になっているのか。ということは減になれば、買うもの例えば野球部にしては、野球のボール等々買う物にしては同じものなんです。生徒数が少なくてもね。そうすると自ずと父兄の、保護者の負担が大きくなるということで、ここ少し最近の事見ますと、平成21年は約10,000円位の保護者の部活費やら、色々諸々なもので負担があった訳であります。それが減る事によって、今は約24,000円、14,000円位多く負担をしているということで、これの中味どういう事でこうなるのか教えてもらいたいです。例えば、今言ったように生徒数が少ないから補助が少なくなるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

教育次長： 青少年スポーツ文化活動地域支援事業補助金のご質問ですけれども、これにつきましては中学校費にありますので、中学校の部活というか、スポーツだけでなく吹奏楽部もありますので、そこに出す補助金になります。額的には22年度は1団体当たり7万円相当という積算をしています。構成についてはクラブ割ということで35,000円位、その半分については各クラブに均等に渡るように均等割、あとは人数割ということで、その部活の構成するメンバーで配分をしています。この事業につきましては、前々回かのご質問にもありましたけれども、補助金の見直しで今年度が最後になります。24年度以降については、少し考えながら特に保護者に出す補助金ですけれども、学校側とも話をしていますけれども、保護者に出す制度でしたけれども、この制度は学校を介添えにして学校長に出すような格好での補助金の見直しもしていこうかなとは考えている所です。それと特に、クラブ数がサッカー部が昨年に比べて11名の部員数を確保するのができなくなって減ってきています。そういう事もありまして、積算の根拠ですけれども、収入から要するにご質問ありましたように、保護者負担金から前年度の繰越金を含めて収入、実績報告で出てくる訳ですけれども、そのクラブが使った歳出に応じて基準額は設けてはいるんですけども、支出から歳入見合った額が残った額が補助金という考えですので、確実に7万円のいく団体と7万円のいかない団体が出てきます。ということで、積算根拠定額制ではないので、収入から支出を引いて残った額が補助金という積算になるような格好になります。以上です。

5番： 21年度までは80万円だった訳ですね。そうすると79万9,600円とか、79万9,500円とか、800円とか約80万円、その予算内の事で処理はされている訳ですけれども、今言ったように22年度からは少なくなった訳であります。それが逆に言うと、生徒数に関係したのかなという感じにいるんです。今説明だと部活に対しての補助だと、極端な話サッカー部が無くなった訳でありますから、その7万円がどこかに行くということで減ったのかなと私解釈したんですが、やはり保護者が増になると、極端な話そんな事無いと思いますけれども、大変な所は部活辞めろということまでは無いと思うんですが、できればそういう負担の無いようお願いをしたいという考えでいますので、そこら辺もう一度。

教育次長： 額的に80万円とあったのは、当時10万円相当額を基本ベースにした補助金でした。ですから8団体あって80万円。でも、22年度になりまして補助金の基本額を7万円位に補助金の見直しもありまして60万円になりました。それとサッカー部が22年度中休部という形になりましたので、3月の補正の中

でも10万円を減額させて頂きました。今回70万円となった所についても、積算額が7団体で10万円ということですが、実際この補助金制度を見ますと、先程も言いましたように定額制の補助金ではないんです。10万円を確実に相撲部とか野球部とか交付する訳ではなくて、半分は均等割ということを出しています。従いまして実績報告を受けると、収入から支出を引いた段階で7万円以上行く団体とか、それから7万円の行かない団体の出てくるのは、この補助金制度の要綱上の課題でありますので、定額制でないということもありません、その予算上の1団体7万円、1団体10万円とした21年度と比べて、減額なってくるとは考えています。以上です。

3番： それでは私からは119頁の2目の運動公園管理費に関してお伺いします。長沢にも運動公園がありまして、立派な運動公園がある訳ですが、そうした中でその運動公園にはソフトボール、バレーボール、或いは陸上と、子供達が雪が溶けると賑やかになる運動公園です。そうした中で、今までも町に陳情致しておりました石クラゲというわかめみたいのが出まして、少しでも湿気があると、それに触ると転んでしまう滑りやすい植物が生えてきたんです。そうした中で、役場でも対策をお願いして、何とかその除去をお願いしたいと、駆除をどうすればいいかということも、今まで何年となくお願いした経過があります。その辺の対策を今どのように考えているのか、その辺お聞きしたいと思います。

副町長： 今ご質問ありましたように、以前からそういう問題があった訳であります。そういう状況で農協さん辺りとも相談しながら、石クラゲに効く薬剤がないかどうかというご相談もしながら、町内会なり町なりで一緒になってした経過があるのではないかと思います。ちょっと最近どういう状態になっているか私も把握してないんですけども、その辺町内会とも今後話し合いをしながら、どういう対策が必要なのか、薬剤でいいのか、それともこれを機会に全部砂等入れ替えした方がいいのか、その辺町内会さんの方ともご相談させて頂きたいと思えます。

3番： 今副町長から答弁ありましたが、この辺の答弁は元々そういう話の中で、今まで何年間経過しております。毎年のように陳情項目にも連合会上げて石クラゲの除去ということ、対策をお願いしたいということは行政側に来ているはずですが、ただ、今までも河川の一斉清掃の時とか、そういう時には部落民全員が出て石クラゲを拾って、そして集めた物を焼却処分しております。今まで町内会の対応としては、ただ、一雨が来るとまた伸びてくるという性質を持っていますので、その辺は専門家に要請して何とかその対策を考えてもらいたいということだけは言っております。薬剤処理も今までも何回とやって来ました。ただそれは一時的なものでまた生えてくるという性質を持っていますので、子供達が本当に遊ぶ場所は最高の場所ですが、転んでしまうという事例が何回となく起きております。まだ怪我は無いからいいようなものの、そのままにしておくことは子供の運動も阻害される観点から、何とかその辺の対策を今後行政としてどう対応していくのかなと、もう一度お聞きします。

副町長： 公園も色々、集落にも色々ある訳でありまして、基本的には集落にある公園は集落で主体的に管理をして頂くというのは基本ではないかなと思っております。ただ、先程申し上げましたように、いくら手当をしても毎年毎年同じような繰り返しだということであれば、別の方法を考えなければならないと思いますので、その辺は町と集落と町内会とどういう方法が一番いいのかと、専門的な知識が必要であれば、専門的な知恵をお借りしながら、対策を共にしていく必要があるのかなと思えますので、町内会とご相談させて頂きたいと思えます。

3番： その辺で毎年の問題が前に進まない事も実情ですので、やっぱり今副町長言ったように地域にあるものは地域するんだと、これは当然の事でそれぞれの管理体制はするべく努力はしているんです。ただどうしてもできないということで、やはり前にも行政側の話として、それでは一回トラクターで全面をぶった方が出なくなるんじゃないかという方策、或いは表面を剥いで敷土をしたら出ないんじゃないかという案も出しております。ただ、昨年辺りもその話は出たんですが、全然前に進んでないというのも実情なんです。だから、もう少し地域の事であろうとも、運動公園というものを大事にして頂きたいなど私の考えです。だから、行政もただ去年の事は去年、今年はやりましょうと言っても、またその通りに何も手をこまねいていたのでは前に進まないんじゃないかなと。だから、やはりこの地域、農協とかいろんな人との話し合いしても、この対策が、特に対策が無いということになれば、本当はやっぱり県辺りと協議しながら、やはりどういう方法がいいのかということも含めて、十分な対策を練って早急に対応をお願いしたいなということです。

副町長： 繰り返しになりますけども、町内会とその辺、金銭も伴う訳でありますので、その辺の負担の

仕方なり、どの位の経費がかかるのか、場合によっては見積も必要であろうし、その辺町内会と打ち合わせをさせて頂きたいと思います。

5番： 109頁の2項の4目児童交流学習事業費についてお伺い致します。児童交流学習は舟形町は歴史が長く30数年前から最初は新倉小学校、そして今は山崎、代沢と学校名は変わりましたが、30数年来ずとしてきた事業であります。今回、町では25年度の4月1日を目途に小学校の統合を目指しております。そんな関係上、もし統合になったら交流学校の交流先がどの学校に絞るのかどうか、今からでも対策を練っておかないと、25年の交流学習事業に支障を来すのではないかという考えの基に、教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。

教育長： 今、5番議員さんからご意見あった訳ですけれども、その事につきましても小学校の統合の座談会の中でも保護者の方から意見として出てきております。教育委員会としては、25年以降も児童交流を一つの学習内容の中に重要なものであると位置付け方をしておりますので、その事については十分検討したいなという考え方でいます。

ただ、舟形町の教育委員会だけの問題では無いという形になってきてますので、この事についても今年の1月ですけれども、世田谷の教育委員会の方でも、この事について共に議論をしましょうという形で、教育委員会の方にご提案をして来ております。具体的には本年度からですけれども、小中学校の統合準備委員会の中に、3つの委員会を組織してやるということの部会の中で、そこの所を十分検討していきたいという考え方の中で、この案件については保護者、学校の意見、そういう所も合わせながらやっていきたいという形で、今準備に入っております。また大きな課題としましては、この2つの学校、またその他にも夏季間の交流という形でやっている学校もありますので、都合3つの小学校でもやってますので、それを一つの小学校でやるということは、現行の学習指導要領の中では、当然対応しきれないという重要な問題もありますので、十分地域の方々とお話をしながら、ここの所については意見を一つにまとめていきたいと考えております。

5番： 交流学習事業に対しては、各小学校が特色ある児童交流の中で行われてきた事業だと思います。そんな関係で確かに教育長が言われた通り、一校に絞って交流を続けるとすると、もう一校の漏れた学校との交流はどうするのかと、いろんな父兄でも心配しながらやっている事ありますので、早めこの問題を粘り強く、賭けと相手ありますので、ある程度の交渉、話し合いをしながら町の子供達の広い視野を広める、国際的な感覚を身に付けるという教育観点から、事業が交流学習だと思いますので、早めの対応をお願いしたいと思います。

教育長： 先程もお話しましたように、25年の開校になってきますので、25年度もスムーズに児童交流が行われるように準備を進めていきたいと思います。ただ、一点としまして私達の子供達については児童交流という形で行けますけれども、東京の方の児童交流の方につきましても、私達の方では一校にという形でお話した所ですけれども、いろんな交流の形態があると思います。そこの所を、お互いに知恵を出しながら、そこの所も合わせて検討したいなという形で、世田谷の教育委員会の方にもお話しておりますので、お互いにいい知恵を出しながら、子供達の期待しているものがより実現するような方法で私達大人として、そういう事業を継続していきたいという考え方でおりますので、この事についても皆さん方からのご支援なども頂ければ大変有り難いと思います。

1番： 先程叶内議員からもありましたが、109頁の同じ所児童交流学習になります。統合に向けての準備委員会で、部会毎に話し合いがなされるという答弁で、今心強いと思いましたが、その前の年度については舟形小学校と代沢小学校の人数のバランスが悪くて、保護者の方からすると3倍位の人数のバランスと、男女の比からしてもすごく不安に思っている保護者の方が会議の中でもそういうお話があって、そのお話をお聞きすると学校から保護者の方への児童交流の意義がしっかり伝わっていないのではないかと不安を受ける所です。合わせて、舟形町の特長で成果が上がっているということもありますので、町外への広報、成果もあまり伝わっていないのではないかと感じられます。国の政策なりを見るとこれからの交流事業の重要性ということは、文科省でも総務省でも農水省でも同じような見解だと思いますので、その学校から保護者への意義の説明等について、教育委員会としてはどうご指導されているのかという所と、人数のバランスの悪い所について、不安に思っている保護者の方へどういう形で対応を考えていくのか、前倒しで統合前ですけれども、前倒しで交流について施行していく考えもあるかも知れませんが、そういう所をお聞きしたいと思います。

教育次長： 交流のホームステイ時での、子供の数の減少によってというお話ですけども、実は今年長沢小学校につきましては、長沢小学校では隔年での交流になります。従いまして、特に今の6年生が24名と多く、来年の6年生、5年生になると極端に少なくなります。長沢小学校の事例ですけれども、この状況をみながら、保護者それから山崎との話を交流の時点で話をしている、23年度については1泊をホームステイのグループA、それから人数が多いのでホームステイできないので、ホームステイできないB班ということでコテージ泊、それから2泊目についてはB班がホームステイ、A班がコテージという手法を考えているようです。そういう事は、24年度の代沢・舟形交流でもあろうかと思っておりますので、その辺はPTAなり、それから学校間で調整ができる事かなとは考えています。

それからこの事業、港区飯倉小学校から考えれば30数年継続しています。その辺で、もしかすると保護者での伝わり方が、もしかするとというお話ですけども、ただ色々子供達、町長よく言うんですけども、子供達の目を見ながら、この交流を考えて下さい。というのは、知らない町場の子供が舟形に来るということをやまず最初に考える訳です。自分だったらどういう所なのかと聞きたいということをお子様はまず、自分が本人が町場の子として田舎に来る時は、どういう所なのかということを考えると思います。どういように舟形を紹介したらいいかということを考えると、やっぱり、そういう関わりというのがとっても大事で、それから不安は当然あると思います。見ず知らずの人が自分の家に泊まるんで、そういう不安は当然子供も保護者もある。2泊3日の行程を見ると、歓迎式典では双方子供同士も緊張してますし、保護者も緊張している。それが、段々何故か最近の子供言葉も綺麗ですから、我々が見ていてもどれが舟形の子供で、どれが世田谷の子供か分からない。保護者も最初の不安が実際言葉を通じて、家庭で世話している中で変わってきます。とても短い期間ですけども、子供の変容というか、それが如実に伝わってくる事業なので、やっぱりその辺はやってみないと分からないという失礼ですけども、その辺は経験した保護者の方から聞いて頂くとか、子供達もそういう関わりの中で色々情報交換をしながら、対応して頂ければなとは思っている所です。特に、子供の目が変わってくる。それから、お別れ会の時の保護者もすごく変わっているということがあります。とっても今叫ばれている関わりとか、コミュニケーションとか、それからいろんな情報を収集するという面では、この事業は本当にいい事業だと思いますので、今後共いろんな場ではそういうお話をさせて頂きたいと思っております。以上です。

1番： 町レベルでは先程次長さんの答弁があるように、素晴らしい事業であると、町長も機会毎にそういう事をおっしゃっている。ただ、学校から保護者に伝わる段階で、いろんな調整とかという所は確かに大変ですけども、伝わる時に「大変な事業で」とか、具体的に言うと「楽ではない」という所が先行していくという所が心配しています。特に人数のバランスが悪いということで、すごく今まで以上に不安に思っているらっしゃると、「そんなもの止めたらいい」と先に出てしまうということになると、今まで積み上げてきた素晴らしい実績が無くなってしまふという残念な事で、他の町の方々からすると「舟形だけどうして大変な事してるのか」ということも良さが伝わっていないと、そういう事があるのだろうと思っております。先程の答弁あった長沢小学校と山崎小学校の事例も、舟形小学校の保護者の方は知らないという現状な訳です。その情報は誰が提供するかと言ったら、やはり学校から保護者間でということになると、大変な所が挿入して伝わっていくという心配もございまして、いい所というよりは「楽ではなかった」という所が伝わりやすいと思っておりますので、学校からそういう情報をしっかり教育委員会の指導を通じて、提供できるような仕組みにして欲しいという思いがありますので、そこを確認したいと思っております。

教育次長： 今年度の長沢小学校の人数のアンバランスによるホームステイの資料は最初に舟形小学校でも経験があるそうです。ちょっと私去年の事例からお話しましたので、舟形小学校も経験的にあるので、それは今後の双方の児童数を見ながら対応は可能かなとは思っておりますけれども、我々の方でも保護者説明会という場ではそういうお話、それから子供達の変容の姿等含めてお話ししたいと思っておりますけれども、いろんな先輩方からも児童交流のあり方、いい所、確かに不安は不安であるとは思っております。でも、その辺は経験のある保護者の方から色々お話をさせて頂いて、子供の成長を見守って頂ければなと思っております。

1番： 舟形小学校でも現在の中学校2年生の人数が少なかったという経験がございまして、ただ、その情報も当該の今現小学校3年生の保護者の方になりますけれども、その情報もしっかりした情報としては伝わっていないということで、何年先ということの見通しとして、保護者の方というのはその行事に対する思いがあると思っております。特に、交流学習についてはということからすると、その長沢小学校2学年で交流しているという事実についても、認識がやはり薄いということからすると、広くこういうスタイルもあるん

だということを学校を通じて保護者の皆さんに理解、広報していくということが必要だと思います。そういう対応について教育委員会としてはしっかりしているということは認識していますが、学校への指導ということは合わせて年次を踏んで行くということで、いきなりその該当年度になって準備を進める訳じゃありませんので、2年なり3年先を見通して、学校ではそういう保護者への啓蒙をしていくという方針を教育委員会からお話して頂く方がスムーズに行くのかなと思いますので、その点の答弁をお願いしたいと思います。

教育次長： 24年度の対応を含めまして、学校に確認しながらどういう計画を立てているかということを示したいと思います。以上です。

2番： 103頁、このスクールバス管理事業についてお聞きしたいと思います。私の聞きたいのは、小学校、中学校が主ですけども、例えば部活で遠征とか、それから練習試合等々で行く時の交通手段、その辺どう教育委員会の方で考えているのか、スクールバスに関して聞きたいと思います。

教育次長： スクールバスについては、学校長が申請したものについて、通常の送迎を除いて部活を考えますと、学校長が申請を出したものについて郊外部活の活用についてはスクールバスは貸し出しをしております。ただ、大分県の高校生の甲子園予選の遠征の際に事故があった事を勘案しまして、ある程度の制限を片道50km圏内についてはスクールバスを校長が申請した際には出しましょう。ただ、それ以上になった場合は遠征費補助金、県大会、東北大会等の補助金がありますので、その中で保護者負担の軽減も考えながら、公共交通機関を使つての移動ということでは、スクールバスの運用形態については制度改正をしています。以上です。

2番： 今、次長がお話しました高校生の事ですね。死亡事故が発生して、その家族から運転をしている顧問というのかな、それが訴えられたということで1億幾らの損害賠償をやられている訳でありますけれども、今の話ですと舟形では学校長の許可申請があれば、私自身もそうだったんですが、中学校の場合は山形県内の移動になると思うんです。ただ、高校生の場合は逆に今お話したように、私の経験から行くと秋田、それから宮城、福島等々まで、例えばレンタカーを借りて私が運転して行った経緯もあるんですけども、それは当然今言ったような大分県の交通事故等々でこれは当然できない訳です。ただ中学校、小学校にすれば県内の中ですね、ほとんどね。その辺の範囲でスクールバスを使うということにできないのか。例えば、今次長答弁の中で公共的な交通手段を使うといった場合に、これ当然保護者の負担増になります。そして公共的な交通手段を使った場合に当然時間もかかります。その場所に行くまでね。その辺の事を鑑みながら、県内の移動するというのはどういうものかなと思って、もう一つお聞かせ頂きます。

教育次長： 具体的に都市名を言うと、スクールバスが郊外部活として使えるのは、庄内であれば酒田、鶴岡、それから村山であれば上山程度までがスクールバスでの郊外部活で使える事かなと思います。特に、県の中学校校長会、中体連の主催の方でも、送迎について過度にならないような検討もあつたりしています。特に、本来的には送迎をするためのスクールバスですけども、郊外部活動として校長が申請したものだけについては認めましょう。ただ、ある程度のキロ数での安全面の確保、確かに広範に活動ができれば、便利ではある事はあるんですけども、安全面の確保も考えれば、ある程度の制限が必要かなと。それから、保護者負担についても先程申し上げましたように、中体連主催の大会であれば交通費、宿泊費それらについては全て補助金で対応できるような制度もありますので、ということで先程も言いましたように、ある程度の制限を設けて、スクールバスの郊外部活等と活用というように制度を変えておりますので、宜しくお聞きしたいと思います。

2番： ここに、これは山形県のご意見かな。部活動及びスポーツ少年団活動における送迎についてということで、これは確か20年の3月に庄内地区で起きた交通死亡事故、これは保護者が運転して、生徒を乗せて、ただ自分の子供さんならば構わないんですが、他人を乗せるな、他の生徒を乗せるなど県からの苦情コーナーというのに答えている訳であります。部活動及びスポーツ少年団等における保護者の送迎について、平成20年に発生した死亡事故以来、自分の子供以外は同乗させる事のないよう指導していると認識していますが、この所指導に反する行動が見受けられるようになってきていると感じております。子供の安全を最優先する事が重要であると考えて、更に厳格な指導をお願いしますと県からの通達がなってる訳です。そんな事を考えますと、保護者で例えば乗用車等に3人、4人子供達を乗せて遠征に行くということは当然できない訳であります。そして、今言ったようにレンタカー等借りて保護者等が運転したり、例えば学校の指導の先生が運転をしたりして行く場合は、これも大分県の野球部の高校野球の死亡事故に伴

って裁判にかけられている訳でありますから、これも当然できません。今、次長からの話だと酒田、鶴岡、村山までは行けるということで、例えば私の言うのは県内位は行けないのかなど。山形県以外は大変な事は分かります。せめて山形県以内はできるような考えないのか、今言ったのだと山形辺りまでしか行けないということだな。それをできれば山形県内位は移動できるという考えないか。それを合わせてお聞きして終わります。

教育次長： 結論から申しますと、県内特に中体連を想定しますと、ブロック毎の役割で例えば今年は置賜地方、それから庄内地方、山形近辺、新庄近辺となります。エリア的に言いますと、置賜地方の場合は行程が往復で100km超えてしまいますので、スクールバスではない公共交通機関を使ってということに制度改正しましたので、それ以外の地域であれば校長から申請があれば、郊外部活用のスクールバスとして供用するようにはしております。ちょっと置賜地方は遠いので、それだけの行程走れば危険度高まるということもありますので、県内においては置賜地方の大会まだ私来てからはありませんけれども、置賜地方の大会であれば公共交通機関を利用して頂くように、学校の方には言っている所です。

1番： 103頁になります。1項教育総務費の中の2目事務局費になりますが、英語講師派遣委託料450万円についてです。先日の補正の時もお話しましたが、教育課程とALTの派遣関係のシステムも変わるといことで、影響はないかという所で3月補正については、心配なくそういう計画は立ってますといことでしたが、再度その点について確認したいという所が1点。

英語活動に保育園から小学校、中学校と力を入れてきている訳ですが、全体の中学校の英語の教科としての平均的なレベルというのは、ここ近年でどれ位向上しているのかな。標準偏差の近年の伸び等をお知らせ頂ければと思います。

教育長： それでは今の質問の中に2つあったと思いますけれども、第1点目のALTの時間的な形の中で保育所、小学校、中学校の利用の状況についてとある訳ですけれども、来年度から小学校につきましては5、6年生が週1の割合で学習するという形で指導要領が変わってきております。そういう事を鑑みながら、教育委員会では保育所、小学校、それから現行の中学校の英語の授業の組立を調査しまして、学校の方には従来通り調整して、十分配慮できるような形で日程を組んで、現段階学校の方に指示をしておりますので、何ら問題は生じないのではないかなと思います。

後段の英語学習の効果ですけれども、大変申し訳ないですけれども、子供達の学力については年次的な形の中で子供達の問題もありますので、どうなのかという所は等しく評価するという事は大変難しい問題ではないかなと思います。相対的な形の中でお話できるとするならば、小学校からいろんな形で舟形町の場合には、英語を親しんできているという下地ができておりますので、活躍の部分の中では地区の英語の大会なり県の大会の中で、そういうもので発表して子供達が堂々と入賞したりとかという一つの成果として結び付いているということで、評価をせざるを得ないのではないかなと思いますので、ただ私達は小学校課程の中から英語活動という形では、英語嫌いの子供にならない形を重点的にやっていて、そしていろんな方々とコミュニケーションを持てるような大人になって頂きたいという主眼を持っておりますので、この英語活動、ALTという所を評価して頂ければ大変有り難いと思います。

1番： 時間的な計画については、課題はクリアされるだろうというお話理解しました。後半の学力という所と合わせて、英語嫌いにならないようにという配慮で、ALTネイティブな方をお呼びしての活動ということも理解しています。そういう面では、保育園の子供達の様子を見ると、発音にしても「モンキー」と言わないで「マンキー」というとか、そういう細かい所ですが、やはり成果は出ているだろうと私も感じております。ただ、中学校になった時に英語嫌いにならないようにという配慮をしている訳ですけども、中学校は受験の英語になってくるので、指導要領が改定なって会話重視ということになって、中学校1年生の英語の教科書を見ると会話文ですので、以前だったら私達が習った時は「This is a pen.」から始まって単語にしてもアルファベット数は3文字とか、そういう事で覚えるにしても、そんなに難しくはなかったのではないかなと思います。今は最初から会話文ですので、ハンバーガーとか出てきます。5文字以上の英単語を覚えるという、結局は受験英語に結び付くので、書く事が要求されると。そういう事で、子供達にとってはすごい負担になっていて、折角保育所から積み上げてきた英語に関する関心が、勿論英語好き、また英語をできるから好きであるという二面の学力的には好きだということと、分かるから好きなんだという興味と学力に裏付けされたものというのはあると思います。そう考えると、ちょっと心配な所がございます。学校から英語の指導に関する課題とか出されていないのかという所と、先

程お聞きしたのは標準偏差のお話ですけども、勿論学年間で生徒さんの実態もあると思いますが、学校としては標準偏差55を目標にするとか、57を目標にするとかそういう設定はしていると思いますので、その設定に対して年度で違うと思うんですが、その課題がクリアされているのかどうかという所もお聞きしたいと思いますので、お願いしたいと思います。

教育長： 町ではこの制度を活用する段階で、小・中学校の先生方が一緒に研究する英語活動という部会を組織しております。そういう中で、今ご心配あったような事の無いような形で、できるだけ小学校で学んだもの、小学校で関わったものが中学校で活かせるようにという形で、年3、4回程度ですけれども専門の委員会を立ち上げながら、小学校のものを中学校に引き継いで行くやり方でやっておりますので、それが議員さんが今指摘しているものが十分になのかということについての検証はやっていませんけれども、そういう場面設定をしながら、できるだけ課題解決という形で、教育委員会としては設定をしております。

次に、2番目の標準偏差値等の問題が今言われた訳ですけども、先程言いましたように学校の方での教科指導の中でやっている部分の中で、今平均偏差値ができるだけ高くなるようにという形の中では努力しておると思いますが、それが私達が目標にしている部分の、例えばNRTで平均53を到達しましょうという形の中で頑張っている訳ですけども、そこに達しない学年があったりとか、それを達成している学年という形でありますので、一概に全てクリアしている形にはなりませんけれども、おおよそ教育委員会で目標設定している所に、教職員から協力を頂きながら、努力頂いているということで、ご了解頂きたいと思います。

1番： 研究会の場の設定なり、教科指導についての検討ということの答弁ありました。素晴らしい対策だと思います。心配しているのは、中学校1年生のそういう現状からすると、数値的に中学校1年生の落ち込みが、そういう面では多くならないのかなという不安と、そこをベースにして、その後の伸びということからすると意欲の減退ということも心配しましたので質問させて頂きました。ただ、特色ある事ということで、全体の平均値としての標準偏差もあります。先日来お話ししているネイティブスピーキング、学習方法としてスピードランニング的な事からすると、生徒さんによっては会話を聞く事によってすごく英語の能力が高まると、これからの日本の将来を背負って立つ人材になりうるという素晴らしい面もあると思います。合わせて、先程心配した中1での英語に対するという所の課題について、他の市町村の先生方もそこが課題だということもお聞きするんですが、舟形中学校ではそういう所についての認識というか、課題についてどう取り組んでいるのか、最後にお聞きして終わりたいと思います。

教育長： 今1番議員さんの方からいろんなご指摘を頂いた訳ですけども、まさしく教育委員会の方でも一番心配している点につきましては、今英語科の事をお話あった訳ですけども、中学1年生そのものについても、小学校から中学校に行くという形の中で、いろんな課題とか何かという形で環境が変わるといって、文科省なり県教委なりでも、中学1年生に対する対応の仕方というので、特に気を配って指導をする必要があると言われていた訳ですので、英語についても教育委員会の方では、十分学校長と相談しながら、その所については配慮しているつもりであります。ただ、英語科の中でずっと教育委員会としては、大変喜ぶべき事ではないかなと私自身思っている事については、そのALTと接する事によって、それらがきっかけになりながら、外国に留学してみたいとか、そういう学生さんがおるといって、また素晴らしい事ではないかという形で、何人かは高校卒業すると外国の方に進学するということがあります。それらの方とお話してみますと、「自分達が小学校、中学校時代にALTの先生と接したそれがきっかけですよ。」という形で大変そういう意見が多かった事も言えると思いますので、私達がやってきている授業が、子供達の進路にも大きく影響し、社会に羽ばたけるような人に育っていく一つの授業になってきているのではないかなということもありますので、これからも十分配慮しながら、この事業を続けていきたいなと思っています。

5番： 109頁の2項小学校費の4目の小学校統合準備事業費の中に関連してお聞き致します。各小学校は、4つの小学校は、100年以上の永い歴史を持っている学校が今回統合する訳です。その中で、統合するための、閉校するための記念碑やら、閉校記念誌、色々な事業が計画されていると思いますけれども、この予算書を見てみますと、今年の23年度予算には反映されていないと。24年度で、どの予算で対応するのかどうか、その辺お聞きします。

教育次長： 25年4月1日の統合に向かいますとは、3月3日に第1回目の統合準備委員会を組織した所です。その中では、41名程のメンバーになりますので、3ブロックに分けて教育懇談会と座談会等でも

お話してました学校名、校名、校歌、校章と学校の心臓部となる学校の学習方針等考える学校運営部、それから教育環境部というものを組織しました。教育環境部の中で統合後の閉校、それからおっしゃられた記念碑、記念誌等作成していくか、閉校式典をどうしていくかということを考えるのは、この準備委員会の教育環境部という所で検討していきます。第1回目行ったばかりですので、まだそこまでは行っていません。従いまして、今後メンバーについては4小学校のメンバーの方とか、ほほえみ保育園のメンバー、町内会長さんを代表して各連合町内会長さん4名、それから学識経験者ということで、それと学校長等を入れまして41名になってますけれども、今後検討の中で閉校式典をどうして行くかということは語られると思います。そうしますと、いつの時期になるかなんかということをお考えますと、先進地と言いますか、鮭川村さんをお考えますと統合の前の年次に学校によっては記念碑、学校によっては記念誌という考え方で、そういう記念となるものを作っているようですし、統合前のこの3月、鮭川村では23年4月1日から一つの村立小学校になりますので、式典等は卒業式が終わった後と考えているようですので、うちの方でも今後予算編成含めて24年度の事業かなとは捉えている所です。以上です。

5番： 地域に歴史ある小学校を閉校するのでありますので、その準備期間も結構長い準備期間を要すると私は考えます。そんな中で、小学校の歴史はその地域にかけがえのない財産であります。そんな関係上、今後補正予算なり何なりで予算を計上致しまして、調査費とか色々な原稿依頼とか、色々な形の先進地視察とかいろんな形が来ると思いますけども、その中の予算措置をしっかりと頂いて、やっぱり先祖が今まで築いてきた地域の宝である小学校の歴史と、今後統合による新しい小学校の歴史が新しく始まる訳でございますので、その調和を図るためにも、昔を知って将来を語るということがありますので、その辺の事業への取り組み、補正予算でも取りながら、しっかりした閉校の準備ができるような考えあるのかお聞きします。

教育次長： 昨年まで行ってきました教育座談会、教育懇談会等でも色々廃校後の学校の歴史と、どういようにしていくのかというお話が出されました。そういう事も受けまして、この統合準備委員会の中で色々お話を伺いながら、的に適切に予算化も必要であれば、色々補正の時点と上司と相談しながら、予算請求をして行きたいとは考えている所です。

1番： 102頁、1項3目IT教育事業費が400万円弱減額になっております。その点について、まず1点お聞きしたいと思います。

教育次長： 対前年度の比較で390万円程減額なっているようですが、これは前回補正審議の中で議決頂きました補正予算繰越明許の中で500万円ICT事業ということで頂いています。その事もありまして、今回は装備が新しくなるということで、この減額額となっています。

1番： 2点再度お願いします。今のICT事業で繰越明許で対応した後、来年度についてはまたこの3目については増額せざるを得なくなるのかという所が1点。

あと減額してもICT事業で新しい物が来ると先日答弁頂きましたので、そういうものについての子供達のリテラシーはどの程度なのかということ、前々も町としては発達過程において、リテラシーの目標を設定しているというお話を頂きました。ただ、その評価についてどうかと、今年度その評価を得て、新しいICT事業で新しい物を購入するということになったと思いますので、その点をお聞かせ頂ければと思います。

教育次長： 来年度というのは24年度の想定ということで宜しいんでしょうか。今回は確かに23年度の当初予算書だけを見れば減額額として先程も言いましたように、対前年度比で390万円になっていますけれども、繰越明許事業ですので年度は違えども、ここに500万円を足して頂ければ、単純に増の事業費予算かな。23年度に使える予算書としては、増額予算かなと我々は理解しています。やっぱり、それに伴う維持費も出てきますので、来年度は今年のこの対前年度比較を来年度の予算は分からないんですが、当てはめれば63万円が前年度ということになれば、当然に増になるかとは考えている所です。

それから、今回のパソコン関係については情報リテラシーについては、それなりに各学校で情報整備検討委員会等も組織をしておりますので、その中で話された項目について予算要求し、予算化された運びもありますので、その辺については各学校で統一した事業として行うものとは考えている所です。

1番： 何度も話しておりますが、このIT関係の事業についてはかなり高額の事業なので、学校の要望がなかなか通らなくて、事業に反映できなかったという経緯が過去整備前にはかなりあったと思います。それが今、要望に叶う機器を整備できて、子供達に勿論使い方だけ、リテラシーだけでなく、教科にお

いての戦力、アイテムとして使えるということで、恵まれた環境にあると思います。そういう事からすると、どんな場面でどういう活用がされているのか、これだけの予算配分をしている訳ですから、学校での活用状況の把握ということが大事ななと思いますので、その点の答弁と不十分であればそういう所を再度集約して頂きたいということ。

合わせて統合に関してのお話がありますが、テレビ電話なり或いは今回整備なったものを、例えばインターネットを通じて、各小学校の状況をお互いにインターネットの情報交換ができると思いますが、そういう事で活用する事によってスムーズに統合に向かうということもあると思います。その2点をお聞かせ願いたいと思います。

教育長： 視点が違いましたら、またご指摘して頂きたいと思いますが、今いろんな形でご質問ある訳ですが、一つ配慮して頂きたいというのは学校の中で、いろんな教育機器とか何かで私達できるだけ要望したい形で、予算なりを取って配置している訳ですが、実際に教科の中で活用していく場合、議員の方からご指摘ある訳ですが、各教科の中で事業形成していく時にいろんな教育課程上、単元設定などをしていく時に、一つの教材として活用の仕方という形になってくると思います。小学校、中学校教科の中でITという科目が無い訳ですよね。そういう中で、どれだけの教材を活用しながら、その教科を学力なり、その知識なりを十分子供達に付けさせていくのかという形の中で、各教職員の指導方法にもなってくると思うんです。そういう中で、教育委員会としての指導のあり方ということになってきますと、今ご指摘ありましたように町の貴重な予算を頂きながら、高価な物を設置しておりますので、そういうものを十分配慮しながら、教育機材を活用して頂きたいということは、重々指導しておりますので、そういう所でご理解して頂きたいなと思います。

ただ、それらの評価につきましては各教科において、保護者の方に評価の中で、いろんな形で具体的には通信簿みたいな形の中でやったり、また学校の中で二者面談等をしながら子供達のそれらの活用状況とか、その到達状況という形で、直接お話をしたりという形で取られていると思います。そういう所で、私達一つ一つの教科の中で、どうなっているのかという所については、総論的な形の中で先生方に指導する部分もありますので、個々の中味についてまでなかなか教育委員会の中で入って指導するという所が困難でありますので、今言われた内容につきましてはできるだけ活用して、そういう形でやって頂きたいということを尚、次回の校長会なり教職員との話し合いをする場がありましたら、伝えて行きたいという考え方でおりますので、ご了解頂きたいと思います。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、第10款教育費について質疑審査を終結します。

第11款 災害復旧費

委員長： 次に第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

1番： 123頁、3項の鉦害復旧事業費になります。廃止石油坑井封鎖事業4,909万6千円ですけれども、鉦害でそこから油が漏れて危険な状態、環境に影響を及ぼすということで対策としてはすごく大事な事で必要だと思います。ただ、国内の石油、油田ということからすると、大変難しいものであるかなと思います。地震です。

委員長： 暫時休憩します。(11:47)

会議を再開します。ここで質疑の途中でありますけれども、午後1時まで休憩します。

委員長： それでは休憩前に復し委員会を再開します。(13:01)

第11款災害復旧費の質疑に入ります。

1番： 先程は失礼致しました。123頁、3項1目鉦害復旧事業費の中の廃止石油坑井封鎖事業4,909万6千円についてです。鉦害を防ぐということで、この事業についての大切さは理解致しております。今回この事業を行って、その後維持とか管理とかの経費がかかるのだろうかという所が1点。

2点目は国内の石油鉦としてはかなり珍しいものでありますので、その工事後に、その場所に例えば「ここが石油出たんです。」ということで、その場所に立ち寄る事が可能なのかという所をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長： 今回の工事につきましては、以前にも全協の方でご説明をしましたが、今ある井戸については蓋をしている訳ですけれども、脇の方から油煙が出たり、油が漏れる所が確認をされております。4本ある内、3本は既に封鎖工事終わってますけれども、残りの1本について行うものでありますけれども、今後維持ということでもありますけれども、基本的には今後何か突発的な井戸の下の方の圧力が高まって、封鎖をした工事以上のものが圧力が発生した場合については出てくるかも知れませんが、基本的には無いと、そういう事が無いように専門家の委員の方々をお呼びをして、その封鎖のやり方について検討して実施をするということですので、基本的には無いと思います。

それから、石油はこの辺で言いますと、酒田合併前の八幡町ですけれども、その所とか新潟それから秋田の方でも現在工事が封鎖の工事がやられておまして、特にこの辺では珍しいみたいな感じですが、国的には珍しいものでないと思います。

それから今回の箇所について、昔この所に石油の井戸があったんだということについては、基本的には考えておりません。今現在の工事については、なるべく油が吹き出ている所について、油を固まって土と一緒に馴染んでしまっている所があるんですけれども、それらについても掘削をして廃棄するようにと考えておりますけれども、それが補助事業上かなり難しい状況になっておりますが、それをご理解を頂いて補助対象にしてもらいたいと考えておりますが、原則的にはそれは難しい状況のようでございます。そういった石油の臭い状況が残る事が想定される所に見物したり、そういった歴史的なその看板を設けてするという事については、適切ではないのかなと思っております。

井戸は封鎖するので基本的には、表面から見ても分からないような状況になりますので、そういった事は今の所考えておりませんし、そういった事業についての補助事業というのは該当しませんので、やるとしましても単独ということになります。今回の事業については、基本的に補助対象部分について8分の1を町が持たなければならぬということもありますので、基本的には考えておりません。

1番： 1番目については、その工事の設計の段階で、その後の不備の無いようにということで、最上川のすぐ近くということで、一旦そういうことで漏れたりすると大変だということもありますので、工事の段階も含めて、慎重に進めて頂きたいなと思っております。

2点目については、状況的には臭いとかそういう環境的な事もあって、その場所への看板とかそういう計画は設定できないというお話でした。安全面からすると当然かなと思っております。過去の舟形町の歴史からすると、亜炭、石油ということで地下資源に盛り上がった町だということの抑えはしっかり残して頂いて、やはり安全、環境への配慮を考えて工事を進めて頂きたいと思っております。

3番： 私からは120頁の災害復旧費の中、農林水産施設災害復旧費、今年度は50万5千円を予算計上しておりますが、災害復旧費として5,980万円を置いていながら、この数字はどうなっているのかなという点をお聞きしたいと思います。

振興課長： 全体予算としましては、5,900万円程となっておりますけれども、そのほとんどが今中山課長が申し上げた封鎖工事と職員の給与となっております。実質的には災害あった場合、補正等で具体的に予算化させて頂いて、そして国の査定を頂いて施工するという形になっておりますので、今回50万5千円程農地災害におきましては出しておりますけれども、一つが査定のために設計をすると2箇所想定して24万円の2箇所と、それから工事的にはこれから具体的な数字上がって来た時に計上させて頂くということで、この予算を取らせて頂いたという内容でございます。

3番： この11款の場合は、災害復旧費として公共土木の方も入っているということですね。ただ、その辺から言いますと、どうしてこの災害復旧費の中に職員給与1名分も入れておくのかなと。どうしてこの分野にだけ、職員を1人配置して予算計上しているのかなと。普通は別の分野に出しておいて、この災害復旧だけに人件費を派遣するという事はどうかと思うが、その辺の答えをお願いしたいと思います。

副町長： 人件費の関係でありますけれども、本災害の補助事業になった場合に、その対象事業費として人件費も見られますので、ここにそれ分ということで置いておくとなります。公共土木債もある訳ですけれども、その辺の工事費についても、応急措置的な設計管理と工事費ということで少ない金額でありますけれども、予算化しているということでありまして、災害になれば先程渡部課長言ったように、査定官なり何なりが査定が認められれば、大きな予算として補正予算をさせて査定して頂くとなります。

3番： その中味が分からなくて、質問申し上げた次第ですが、ただやはり職員給与事業も入れてしておかないと補助的な要素が出て来ないということは、私も初めて聞きましたが、そういう姿とすれば仕方が

ないかなど。ただ、先程も振興課長からいろんな説明ありましたが、合わせて50万円やそこらの工事の中で、これからの姿もどのような工事が出てくるのかなどということも分からない中があると思います。その辺はこれからの過程として、どういう工事が出てくるのかなどということ分かる範囲内でお願いしたいと思います。

振興課長： これからの事でございますので、予測は付きかねる所あるんですけども、今年度22年度につきましては全体事業としまして、当初はこの金額で予算化させて頂いたんですけども、実質的に1,400万円程の復旧工事になっております。

尚、この内容につきましては8月14日から16日まででしたか、その後に9月4、5日と集中豪雨ございました。それによりまして、農道の決壊、水路の決壊、それから畦、田んぼの法の欠損ということで、そういう災害が生じたので、それを国の方に上げまして、査定の後に先程申し上げました1,400万円程の工事になったと。合わせまして、農地関係につきましては4箇所、そして水路、道路につきましては今年度は10箇所ということで、そういう所が今年度の事業でありましたので、そういう事が予想されると言ってもいいと思います。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無いものと認め、第11款災害復旧費について質疑審査を終結致します。

第12款 公債費

委員長： 次に第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

(異議無しの声)

異議無しと認め、第12款公債費について質疑審査を終結します。

第13款 予備費

委員長： 次に第13款予備費を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、第13款予備費について質疑審査を終結致します。これをもちまして議案第20号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出予算の審査を終結します。

舟形町国民健康保険特別会計

委員長： 続いて議案第21号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

5番： 150頁の歳入、国民保険税の1億7,857万7千円の減に対して質問させていただきます。保険税の税収は均等割と人数割と所得割という形で3本の形で国民税が算出されているものと私は理解しております。こんな中で、今年度の町税の減収が1千万円ちょっとあるという関係で、町民の所得が低くなった分、国民健康保険税も収入として減るのではないのかと私なりに理解をしております。

それから過年度収入でございますけれども、滞納分の繰越分として350万円程近く計上されております。今までの滞納の額から見ますと、もう少し滞納の徴収額が良くてもいいのかなど。目標を大きく持って、それに努力する事によって回収額が多くなるのではないかと思いますので、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

町民課長： 最初の1点目でございますが、国民健康保険税の税の根拠としましては、所得割、資産割、均等割、平等割ということをお願いしている訳でございますが、確かに当初予算の町民税の2,200万円程の減額ということで、大変所得も下がっているという状況にありまして、それに対する国民健康保険税への影響ということになるかと思いますが、それについては今申告中でございますが、具体的な数値は5月下旬、6月上旬になりませんと確定しませんので、その辺は今後の所得の把握によって税率を改正しなければならないと考えておりますけれども、23年度の当初予算を編成するにあたりまして、当初の段階では

4,500万円程不足するとしております。その内2,500万円については基金の方から取り崩しをして充当したいということで予算を計上しておりますし、残りの2,000万円については税率を改定しなければならないのではないかと今考えている所でございます。

また、滞納繰越分については当初予算では前年度並みの予算計上となっておりますけれども、それらについては予算的には同じでありますけれども、いろんな方面に努力して収納率の向上に努めていきたいと考えております。

5番： 歳入と歳出のバランスを取るために、この保険税の収入が実際より水増しされたのではないのか、私なりにこの予算書を見てもそう感じました。その後、町県民税の確定申告が終わった時点で、減額補正という手があると思いますが、実際健康保険税の勘定は大変厳しいものがあります。基金から2,500万円を取り崩しながら、やりくりをして健康医療費を支払っている状態であります。基金ももう少しで底をつくような話も聞いておりますけれども、早晚町民に負担をお願いする時期もすぐ来ているんじゃないのかなと感じます。健康保険税の率の引き下げありますけれども、なるべく町民には負担をかけたくないという気持ちはありますけれども、国民健康保険の健全な財政運営から見ると、これも町民の理解を得ながら、そして丁寧な説明をしながら、健全な財政運営に努めて行かなければならないのではないかと思いますので、その辺のこれからの考えをお聞きます。

町民課長： 基本的には国保の財政財源につきましては、公費、税の方で50%、それから保険税で50%というのが基本になっております。その内、公費については国の調整交付金が9%、それから国庫補助金が34%、県の負担金が7%ということになっておる訳ですが、いろんな考え方としましては、公費いわゆる50%の分を充当見込みまして、それに対して医療費が実績から見まして、23年度大体どれ位かかるであろうということで見通しまして、その残りを保険税でお願いしているという現状であります。

特に医療費についてはいろんなケースがありまして、大きい病気ですと一人でやっぱり1千万円近くかかる場合もありますし、いろんな見通しというのは大変難しい状況にある訳でございます。ただ、22年度を見ますと横這いの状態になりますし、いろんな面で健康作りなり或いは今ジェネリック薬品と言いますか、後発薬品、薬なんかもカードを配布をお願いしているんですが、これらについても来年の7月から4月分以降の利用について、各保険者に通知を毎月委託をして出して、「あなたがジェネリック薬品を使った場合については従来薬と比較して、これ位自己負担も安くなりますよ。」という通知も7月から実施したいと考えております。全部がそのように切り替えできるという訳ではないんですが、医師の判断によるもので全部が全部という訳ではないんですが、そういうものについてはできるだけそういうある程度効果が同じような状態でできる薬については、そういうように切り替えをお願いしたいと考えております。

あと全体的な国保の運営につきましては各市町村とも大変厳しい状況にある訳ですが、今国の方でも平成30年を目途に、国民健康保険の県単位の広域化ということも進めている所でございます。山形県におきましても今年の9月を目途に、山形県の広域化の方針というものを検討している所でございます。ただ、保険税の平準化、今県内でもいろんなばらつきが高い所から安い所ありますので、その辺の調整が難しいということになりますけれども、そういう形で今いろんな取り組みをしておりますけれども、そういう面でも今後県単位の広域化になると思っている所でございます。

5番： よく分かりました。それでは、今回2,500万円を取り崩した後の基金の残高と、それから滞納繰越分の徴収について、その取り組みについてお伺い致します。

町民課長： 今回2,500万円取り崩しますと、残高で5,049万3千円になります。

それから滞納繰越額については21年度の方までにつきましては、2,770万円の滞納繰越がありますので、今年度22年度、9年度も含め22年度については5月の出納閉鎖まで、全力を挙げて徴収の方を頑張りたいと思っております。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、議案第21号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算の質疑審査を終結します。

舟形町後期高齢者医療事業特別会計

委員長： 議案第22号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、議案第22号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算の質疑審査を終結します。

舟形町介護保険事業特別会計

委員長： 議案第23号 平成23年度舟形町介護保険事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

1番： 217頁になります。5款2項2目任意事業費の中の寝たきり老人介護者激励金100万円の内容をお聞き致します。

町民課長： これにつきましては在宅で介護なされている方で、いろんなデイサービスとかショートステイとか利用されている訳ですけども、6ヶ月以上在宅で介護されている方に対して、年額で36,000円を介護者の激励金として交付している事業でございます。予算的には27人分を計上している所であります。

1番： 27人分の計上ということですが、現状はその数なのかという所の確認と、ニュースとかでも寝たきりの方を介護されている方の方のストレスということからの課題がかなり報道されておりますが、町としては対策はどのようになっているのかということをお願いします。

町民課長： 人数的にはもっと数はおりますけども、いろんなデイサービス、ショートステイとかそういう申請の段階で調査しまして、そして6ヶ月以上なった方に対して激励金を交付しているという状況になります。

介護者のストレス解消につきましては、年2回ですけども介護高齢者の集いと言いますか、交流会をしています。介護度1以上の人を対象に、家族を介護している方を対象にしてありますけども、県内の温泉旅館に日帰りですけども、その間介護者をショートステイとかそういう事をお願いして、朝から夕方までということであるなまず体を癒してもらうということで、お互い同じような条件の方で、いろんな介護の状況などを話し合っていて交流しています。年2回実施しております。

1番： 1点目は分かりました。2点目の事業を行っているということで理解致しました。ただ、そういう呼び掛けに対して、出て来られる、いらっしゃる方についてはストレスの緩和がなされるだろうということ感じます。なかなかそういう所に出て来る事ができないという方が、もしいらっしゃればそういう方について、課題となっているのはそういう方々が多いかなと、誰にも相談できなくてということの報道がされていますので、そういう事にならないような呼び掛けなり、どういう方策があるのかという所をお聞きしたいと思います。

町民課長： 要支援1、2の軽度の方については、町の包括支援センターの方でいろんな訪問しておりますし、介護度の高い方についても各事業所のケアマネージャーとかいろんな方が入っておりますので、その人達から、いろんなアドバイスなり情報というものを頂いて対応をしている所でございます。

5番： 1点だけお聞きします。202頁の事業収入の240万円の内訳お聞きしたいと思います。

町民課長： これにつきましては町の地域包括支援センターが設置されている訳ですけども、地域包括支援センターも介護予防支援事業者となっております。ここにおける介護予防サービス計画いわゆる要支援1、2、介護度から見ると軽い方ですが、その方々のケアプランを作成する訳です。どういう介護予防なりサービスを受けるか、そういうケアプランを作成する分が大体月20万円程度収入見込まれますので、その12ヶ月分240万円、県の連合会の方から収入として入りますので、その分を計上しております。大体そういう所です。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、議案第23号 平成23年度介護保険事業特別会計事業勘定歳入歳出予算について質疑審査を終結します。

舟形町簡易水道事業特別会計

委員長： 議案第24号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げを

お願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、議案第24号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑審査を終結します。

舟形町農業集落排水事業特別会計

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： 議案第25号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

委員長： これより質疑に入ります。

5番： 268頁の歳出の事業費、農業集落排水事業費4,342万9千円、事業費の管理については本来ならば農業集落排水は事業なり維持管理が主な事業となっております。そんな中で、できれば事業収入の範囲内で、歳出の農業集落排水事業を賄うような単独な事業会計でプラスマイナスゼロという形の会計にこれから移行すべきと私なりに思います。今までの工事の代金は、莫大な金でありますので、それは町の公債とか、繰出金でそれは充当するにはやぶさではありませんが、農業集落排水だけでなくこれから公共下水道も同じ、簡易水道も同じ、できればその事業内で採算のとれるような経費の節約と料金体制にもっていく事がベストではないのか私なりに考えております。我々の代から後世にあまり大きな借金を残さないという観点から、早急に独立採算性を持った体系に移行するべき時期ではないのかと思いますので、その辺の考えをお伺い致します。

振興課長： 今回農集につきましては、大きく分けまして3つあります。一つが職員の給与、それから今議員さん言われました維持管理、それから今まで工事等やってきましたその公債の償還ということでこの3つで運営しております。尚、管理運営につきましては、266頁の農集排の収入見込みでありますけれども、今年度3,174万6千円ということで、これを基本的には維持管理費の中に入れて、そして運営したいということで、今申し上げました3,100万円の収入に対して3,389万9千円ということで可能な限り、今言われたような独立採算制に持って行きたいという考え方でございます。尚、必要な分約140万円程不足しますけれども、これは基準内繰り入れということで、全体枠の35%までは認められている範囲でございまして、その枠組みに関わらず一般会計から充当させて頂いているということでございます。その他、約1億3千万円程一般会計から繰り入れやっておりますけれども、これにつきましては一つが公債の方の繰入償還等のお金、それから先程申し上げました給与ということで計上させている状況でありますので、こういう状況踏まえながら、さらに今議員さん言われましたように、独立採算制に持って行けるような事で加入も含めて、進めて行きたいと考えております。

5番： 一つの方法としては管理経費の節約にあらうかと思えます。農業集落排水は、これからは保守点検と集金業務が主な業務になってくるのかなと思われまます。その中で、役場職員でなければできない仕事と、外部に委託してもできる仕事と色々あらうかと思えます。外部に委託した場合、維持管理費の人件費の節約なり、また使用料のコストの削減が見込まれると思われまますので、その辺も考えがもしありましたら、外部委託を含めてありましたら、お聞きしたいと思えます。

振興課長： 収支につきましては今申し上げた状況でございますので、今後のあり方としては指定管理者と管理等ですね。民間の活力というか、力を借りて運営するというのもあり得ると思っております。ただ、現時点ではまだそこまでは内部等で検討しておりませんので、今後貴重なご意見とさせて頂きたいと思っております。

5番： 事業は完全に終わって保守点検と集金業務の形になった場合、今課長に言われた通りのような方法で、少しでも経費節約を図りながら町民の福祉に、また振興課への単価に反映するような施策をお願いして質問終わりたいと思えます。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、議案第25号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算について質疑審査を終結します。

舟形町公共下水道事業特別会計

委員長： 次に議案第26号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算を審査します。読み上げをお願いします。

まちづくり課叶内主幹： 朗読、説明省略。

委員長： これより質疑に入ります。

1番： 290頁の歳入全体に関わってですけれども、何度か質問させて頂いてますが、歳入にあたる部分について事業収入のみで運営をするというようになっているのに対して、国或いは県からの歳入にあたる部分のお金が制度がないのかということは何度かお聞きしたと思います。確認になりますが、歳入にあたる部分の制度的なものがないのかどうかということを確認お願いしたいと思います。

振興課長： 残念ながら維持管理等についての助成については、現在の制度ではないと理解しております。尚、償還金等については数字的には把握しておりませんが、地方交付税の中で歳入して頂いているという状況でございますので、その点での国の支援はあるのかなということに理解しております。

1番： 交付税措置という形のもので置き換わっているのであるということに理解は致しました。舟形町だけでなく、舟形進んで下水道を整備致した訳ですが、他の町村についても同じような歳入面での課題があるのではないかと考えていますが、他町村での歳入不足というか、その対応については同じような対応というようになるのでしょうか。

振興課長： 最上広域というか、私共公共下水道担当している担当が集まりまして、鮭川を除いている町村でありますけど、その中で情報交換もさせて頂いておりますけども、私共の方は他に比べまして加入率とかいいということで、むしろ他の町村が私等の加入率等について、どういう取り組みやっているんだという話等頂いている所でもありますので、むしろ逆に何で悪いんだという話は私等からしてない状況でありますので、具体的な把握はしていないということになります。

委員長： 他にありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め、議案第26号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の質疑審査を終結致します。

委員長： ここで日程確認のため2時15分まで休憩します。(14:06)

委員長： 委員会を再開します。(14:15)

ここで討論についてお諮りします。本委員会に付託されました議案第20号から第26号まで7議案を一括して討論する事にご異議ありませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって本案件につきましては一括して討論を求めます。討論はありませんか。

(異議無しの声)

無しと認め討論を終わります。

これより採決に入ります。お諮りします。本委員会に付託されました議案第20号 平成23年度舟形町一般会計歳入歳出予算、議案第21号 平成23年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第22号 平成23年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算、議案第23号 平成23年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算、議案第24号 平成23年度舟形町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算、議案第25号 平成23年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算、議案第26号 平成23年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出予算。以上、7議案を予算審査特別委員会として原案の通り決定する事に賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって7議案は原案の通り可決されました。

次に委員長報告の作成についてお諮りします。本委員会の委員長報告作成は委員長に一任して頂きたいと思っております。ご異議ございませんか。

(異議無しの声)

異議無しと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任する事に決定致しました。長時間の審査大変ご苦勞様でした。以上をもちまして一般会計並びに6特別会計予算の質疑審査を終結致します。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

これをもちまして平成23年度予算審査特別委員会を閉会致します。(14:18)

尚明日は午後1時より開会致します。どうもご苦勞様でした。